

袖ヶ浦市地域防災計画 (案)

＜第2編 地震・津波編＞
第2章 災害予防計画

(令和3年度改訂)

地震・津波編

目次

第2章	災害予防計画	1
第1節	防災活動の啓発 《総務部、都市建設部、消防本部、教育委員会》	2
1	防災知識の普及	2
2	防災訓練	5
3	調査研究	5
第2節	防災体制の整備 《総務部、福祉部、消防本部》	6
1	防災組織・体制の整備	6
2	自主防災体制の強化	8
3	ボランティアの育成・確保	13
4	情報連絡体制の整備	16
第3節	防災都市づくり 《環境経済部、都市建設部、消防本部、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)、かずさ水道広域連合企業団》	20
1	震災に強い都市づくり	20
2	道路及び交通施設の安全化	22
3	建築物の不燃化及び耐震化等	23
4	ライフライン等の耐震対策	27
5	有害物・危険物等の安全化	32
6	土砂災害の防止	34
7	液状化対策	36
第4節	安全避難の環境整備 《総務部、福祉部、都市建設部、消防本部、消防団、教育委員会、警察署》	40
1	避難施設の整備	40
2	避難路の整備	46
3	安全な避難誘導	46
第5節	備蓄体制の整備 《総務部》	49
1	食糧・生活必需物資等の供給体制の整備	49
2	備蓄倉庫等の整備	51
第6節	緊急輸送の環境整備 《総務部、都市建設部》	52
1	陸上輸送の環境確保	52
2	航空輸送の環境確保	53
3	海上輸送の環境確保	54
第7節	火災予防対策 《消防本部、消防団》	55
1	出火防止・初期消火	55
2	消防力の強化	57
3	消防水利の整備	59
第8節	津波災害予防対策 《総務部、環境経済部、都市建設部、消防本部、消防団》	61

1	総合的な津波対策	61
2	津波避難対策	64
3	津波防護施設等の整備	66
第9節	救援・救護体制の整備 《市民子育て部、環境経済部、消防本部、かずさ水道 広域連合企業団》	69
1	救助救急体制の整備	69
2	応急医療体制の整備	70
3	給水体制の整備	70
4	し尿処理体制の整備	72
第10節	要配慮者の安全確保 《企画政策部、総務部、市民子育て部、福祉部、消防本 部》	73
1	要配慮者の安全確保に対する基本的な考え方	73
2	避難行動要支援者に対する対応	75
3	要配慮者全般に対する対応	77
4	社会福祉施設等における防災対策	80
5	外国人に対する対策	80
6	福祉のまちづくり	81
第11節	帰宅困難者等対策 《企画政策部、総務部、教育委員会》	82
1	基本的な考え方	82
2	一斉帰宅の抑制	82
3	帰宅困難者等の安全確保対策	83
4	帰宅支援対策	84

第2章 災害予防計画

節	項目	担当部班等
1	防災活動の啓発	総務部、都市建設部、消防本部、教育委員会
2	防災体制の整備	総務部、福祉部、消防本部
3	防災都市づくり	環境経済部、都市建設部、消防本部、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団
4	安全避難の環境整備	総務部、福祉部、都市建設部、消防本部、消防団、教育委員会、警察署
5	備蓄体制の整備	総務部
6	緊急輸送の環境整備	総務部、都市建設部
7	火災予防対策	消防本部、消防団
8	津波災害予防対策	総務部、環境経済部、都市建設部、消防本部、消防団
9	救援・救護体制の整備	市民子育て部、環境経済部、消防本部、かずさ水道広域連合企業団
10	要配慮者の安全確保	企画政策部、総務部、市民子育て部、福祉部、消防本部
11	帰宅困難者等対策	企画政策部、総務部、教育委員会

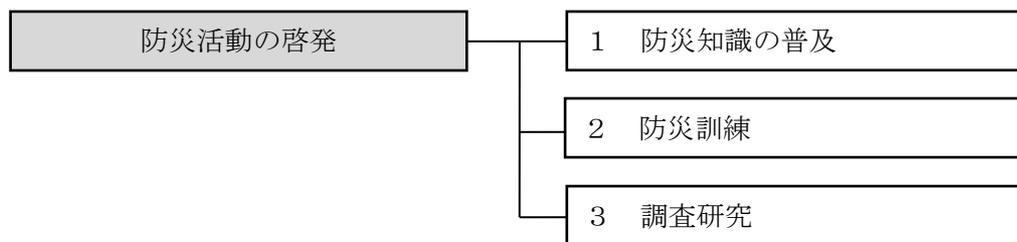
第1節 防災活動の啓発 ≪総務部、都市建設部、消防本部、教育委員会≫

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震についての正しい認識をもち、平常時から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

そのため、市及び防災関係機関は、相互に密接な連絡を保ち、市民に対し、防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、実践的な防災訓練を実施する。

なお、災害知識の普及に当たっては、高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

【体系】



1 防災知識の普及

(1) 防災教育・啓発

① 市職員に対する防災教育

市は、災害時における迅速かつ的確な判断力を養い防災活動に円滑を期すため、職員に対しあらゆる機会を利用して防災教育の普及を図る。

市職員に対する教育の内容

- ア 災害に関する知識
- イ 災害関係法令
- ウ 災害対策本部の組織、事務分掌
- エ 動員、配備体制及び任務分担
- オ 市が実施している防災対策
- カ 最低3日、推奨1週間分の非常用食糧等を各自で備える。

② 児童生徒に対する教育

児童生徒に対する防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、共助の活動に関する知識を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童生徒への防災教育の充実を図る。

また、市教育委員会においても、地震対策等の指導書を作成し、これに基づき、教職員等に対し統一した指導の徹底を図るとともに、児童生徒に対する避難、保護等、災害後の災害応急対策等について、防災教育を実施する。

児童生徒に対する教育の内容

ア 一般的な指導

(ア) 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、地震や津波などの基礎的な知識及び地震が発生したときの対応策について指導する。

(イ) 地震防災のための資料を作成配布し、防災活動の徹底を図る。

(ウ) 過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、防災意識の向上を図る。

イ 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急看護等の実践的な技能の修得の推進を図る。

③ 市民に対する防災知識の普及

市では、災害への日頃の備えや災害時の具体的な行動等をまとめた「防災総合ガイドブック」（平成29年1月発行）を作成しており、本ガイドブックの周知と活用推進により、市民等の防災意識の向上を図る。

また、自主防災組織及び区等自治会を通じ、地震や津波などの災害対策についての知識等の普及を図る。

また、地震、津波、洪水、土砂災害、ため池決壊等によるリスク情報を一元的に把握可能なサイト（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の各種災害リスク情報を重ねて表示できるサイト）を構築し、マルチハザードのリスク認識を促す。

普及の内容

ア 自らの身を守るための知識

(ア) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策

(イ) 地震発生時に備えた食糧、飲料水等の備蓄、生活必需物資の備蓄

(ウ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行

(エ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄

(オ) 出火防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置

(カ) 緊急地震速報の活用方法

- (キ) 警報等や避難指示等の意味と内容
- (ク) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (ケ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (コ) 避難場所、避難経路、避難方法及び避難時の心得
- (カ) ライフライン（上下水道、電気、ガス、電話等）の震災時の心得
- (シ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ス) 地域の地盤状況や災害危険箇所
- (セ) 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- (ソ) 帰宅困難者の心得
- (タ) 地震保険の制度
- (チ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (ツ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- イ 地域防災力を向上させるための知識
 - (ア) 救助救護の方法
 - (イ) 自主防災活動の実施
 - (ウ) 防災訓練の実施
 - (エ) 過去の災害教訓の伝承
 - (オ) 企業の事業継続計画（BCP）
- ウ その他一般的な知識
 - (ア) 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
 - (イ) 地域防災計画の概要
 - (ウ) 防災関係機関等が講ずる応急対策等の理解

普及の方法・手段

- | | |
|-----------------|--------------|
| ア 広報そでがうら | キ テレビ・ラジオ |
| イ 出前講座・講演会 | ク ハザードマップ |
| ウ ホームページ | ケ 防災総合ガイドブック |
| エ そでマップ | コ 広報車 等 |
| オ ビデオ・DVD | |
| カ パンフレット、リーフレット | |

④ 防災関係機関が実施する啓発

防災関係機関は、それぞれ所管する事務及び業務に関する防災対策について、職員に対し教育を実施するほか、利用者等についても啓発する。

(2) 人材の育成

市民の自助・共助意識の高揚を図るためには、地域における防災活動のリーダーとなる人材育成を図る必要がある。

そのため、市は、自主防災実務者講習会（災害対策コーディネーター養成講座）の

開催及び講習会への市民の参加促進を図ることにより、災害対策コーディネーターの育成を推進する。

2 防災訓練

- (1) 災害対策を円滑に実施するため、市及び防災関係機関は、市民の協力を得て、各種の防災訓練を実施する。
- (2) 実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。
- (3) 特に、避難所の運営については、災害時に市民が主体となって運営できるよう、平常時から運営体制を構築し、避難者、市民、市職員等の役割分担を明確化する。
- (4) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。
- (5) 防災関係機関については、それぞれが定めた防災業務計画に基づいて訓練を行う。
- (6) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

3 調査研究

(1) 関係機関との情報交換

市は、国、都道府県、政令指定都市、その他区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして、それらの情報交換に努める。

(2) 図書・資料等の収集・整理

市は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

(3) 専門的調査・研究

市の防災上特に問題となる重要な施設については、耐震診断等の専門的調査・研究を実施するよう努める。

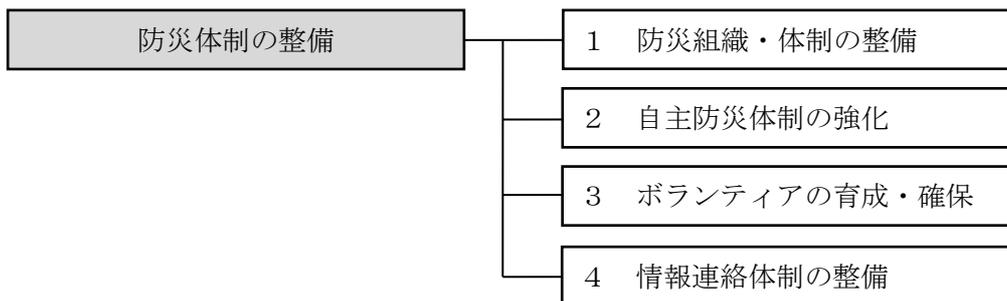
また、宅地化の進展や都市の高層・深層化等に代表される地域の著しい変貌状況や調査技術の進展にあわせて、随時防災アセスメント調査等を実施して、総合的な防災特性の把握に努める。

第2節 防災体制の整備 <<総務部、福祉部、消防本部>>

大規模災害時における迅速な初動体制を構築するため、平常時から防災組織・体制の整備や情報連絡体制を構築しておく。

また、市は、市民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図るほか、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に実施できるよう環境の整備を図る。

【 体系 】



1 防災組織・体制の整備

(1) 市

市は、災害応急対策等を遂行するため、あらかじめ地域防災計画を策定する。策定に当たっては袖ヶ浦市防災会議条例に基づき袖ヶ浦市防災会議を設置する。

また、災害が発生し、あるいは災害が発生するおそれのあるときは、袖ヶ浦市災害対策本部条例又は本計画に基づき、市災害対策本部を設置する。

市は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

① 市の防災体制

ア 袖ヶ浦市防災会議

設置の根拠等	災害対策基本法第16条 ※資料編 資料1-1 袖ヶ浦市防災会議条例
所掌事務	(ア) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。 (イ) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 (ウ) (イ)に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 (エ) その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務に関すること。
組織	袖ヶ浦市防災会議は、次の資料編に示すとおり組織とする。 ※資料編 資料1-2 袖ヶ浦市防災会議の構成

イ 市災害対策本部

設置の根拠等	災害対策基本法 第23条の2 ※資料編 資料1-3 袖ヶ浦市災害対策本部条例
所掌事務	本計画の定めるところにより、市の地域の災害予防対策、災害応急対策及び応急復旧対策を実施すること。 なお、応急対策を迅速かつ適切に行うことができるようマニュアルの充実に努める。
組織	市災害対策本部組織は、第3章第1節で示したとおりの組織

② 業務継続体制の確保

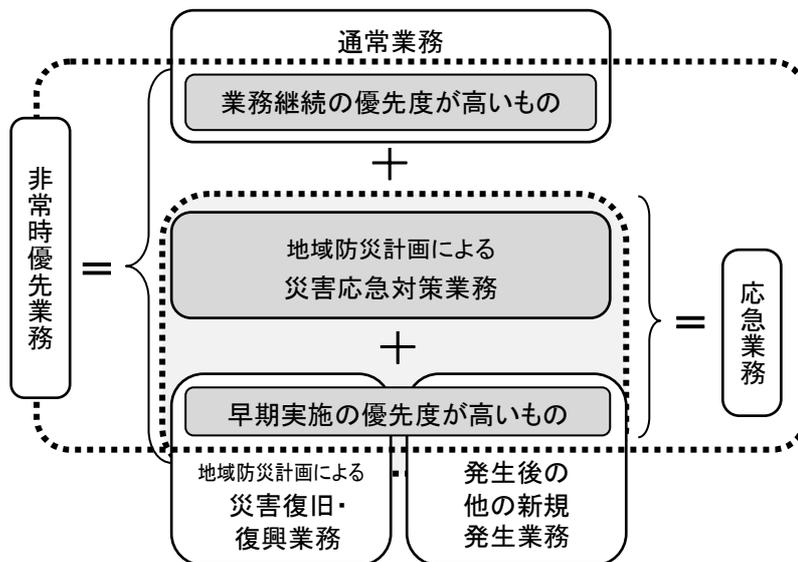
ア 袖ヶ浦市業務継続計画（震災編）について

市では、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制や非常時の優先業務等を定めた「袖ヶ浦市業務継続計画（震災編）」（平成26年3月）を定めている。

イ 計画の推進及び見直し

- (ア) 最初から業務継続体制を完全に構築することは困難であることから、本計画に基づき継続的に取り組むことにより、業務継続体制の整備及び改善に努める。
- (イ) 各課等においては、災害時の状況を想定し、職員の意識向上、非常時優先業務の実施方法の検討、業務に必要な資機材の確保等を通じて、業務継続体制の向上を図る。
- (ウ) 計画の推進の過程において課題が新たに判明した場合等であって、業務継続計画の修正が必要なときは、適宜見直しを行い、同計画についても継続的な改善を図る。

非常時優先業務のイメージ



資料：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府（防災担当）平成28年2月）

③ 受援計画

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、災害時に速やかに運用できる体制を整えておくために受援計画の作成を行う。

④ 広域応援体制の整備

市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムの活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

また、「災害が発生するおそれ」の段階で、市が避難先・避難手段・広域応援の協議・要請を行える仕組みの制度化を行う。

⑤ 広域避難者の受入体制の整備

市は、広域災害が発生した場合に、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

⑥ 防災体制の強化

市は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進することにより連携強化を図るものとする。

また、災害対策本部の置かれる市庁舎においては、自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保等、災害時の人命救助で重要とされる72時間以上稼働可能な非常用電源対策を行う。

(2) 千葉県

千葉県は、市町村を包括する団体として、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する応急対策の実務を助け、かつ、総合調整を行うため次の防災組織を設置する。

- | |
|-------------|
| ① 千葉県防災会議 |
| ② 千葉県災害対策本部 |

(3) 防災関係機関

市の地域を所管又は市内にある「指定行政機関」、「指定地方行政機関」（以上、国の機関）、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」（以上、公共的機関、公益的事業を営む法人でそれぞれ内閣総理大臣、知事が指定するもの）、及び「公共的団体」等の防災関係機関は、法令、防災業務計画、千葉県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、災害予防計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、その改善に努める。

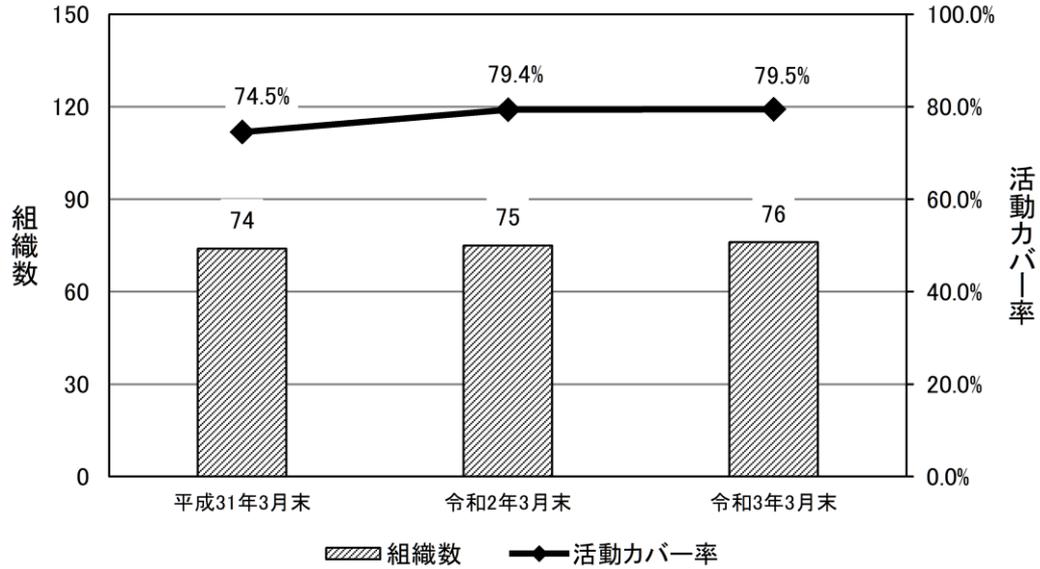
2 自主防災体制の強化

(1) 自主防災組織の目的と現状

市では、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、市民の共助の精神による自発的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の結成促進に努めており、令和3年3月末現在の自主防災組織数は76組織、活動カバー率は79.5%と、自主防災組織数、活動カバー率ともに着実に増加している。

なお、自主防災組織の結成促進に当たっては、区等自治会などを単位としている。

自主防災組織数の推移



※活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数）

資料：袖ヶ浦市

(2) 組織の規約

自主防災組織を円滑に効率よく運営していくためには、各地域の実態を踏まえるとともに、基本的な事項については、自主防災組織規約を設けておく必要がある。

そのための「統一様式」を活用し、各地域の実態を踏まえた自主防災組織規約の整備を引き続き促進する。

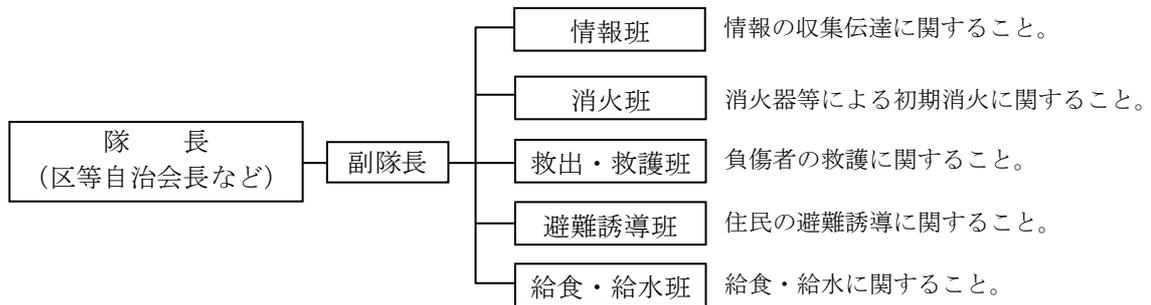
(3) 組織系統及び活動内容

自主防災組織の組織系統とその活動内容については、各地域の実態を踏まえ、自主的に決定されるべきことであるが、標準的な例としては、概ね次のとおりとする。

なお、その活動に当たっては、平常時から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用し、女性の視点を生かした指定避難所の運営等について対策を強化するよう努めるものとする。

① 組織系統

自主防災組織系統図



② 活動内容

平常時の活動	(ア) 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） (イ) 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域等、地域の災害履歴、ハザードマップ） (ウ) 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） (エ) 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） (オ) 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、初期消火用、救出用、救護用等） (カ) 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理等） (キ) 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との指定避難所の運営訓練）
災害時の活動	(ア) 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難情報） (イ) 出火防止、初期消火 (ウ) 救出・救護（救出活動・救護活動） (エ) 避難（避難誘導、指定避難所の運営等） (オ) 給食・給水（指定避難所での食糧や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）

(4) 組織の育成・強化

① 組織活動の促進

ア 自主防災組織の育成について

市は、市民による自主的な防災組織の設置促進と自主防災組織の災害時における適確かつ迅速な行動力の育成を図るため、消防本部、警察署等の防災関係機関と連携して、大規模地震を想定した初期消火、救出救護、避難訓練等に自主防災組織の参加を促進する。

また、自主防災組織に対して、適切な指導を行うとともに、地域の要請に応じ、自主防災活動等に関して助言等を行う。

イ 避難行動要支援者の救出救護体制について

市は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を

進める。

② 自主防災組織への助成

市は、自主防災組織の活動に必要な防災資機材の整備を促進するため助成を行う。

③ 相互協力の促進

自主防災組織による地域防災活動をより実効あるものにするため、隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立など、組織間の連携について促進に努める。

※資料編 資料 1-5 袖ヶ浦市自主防災組織防災資器材貸与要綱

※資料編 資料 9-3 袖ヶ浦市自主防災組織一覧

(5) 施設の防災組織

学校、病院その他多数の人が出入りする施設の管理者は、その社会的責任に基づき自らの負担と責任において、災害を防止軽減するため、最善の努力を払うとともに、防災組織を結成し防災対策を着実に実施する。

また、市が実施する防災事業に積極的に協力する。

(6) 事業所の防災体制の強化

① 防災・防火管理体制の強化

消防法第8条及び第36条の規定により「消防計画」を作成すべき事業所のほか、地域の安全と密接な関連がある事業所についても、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う。

そのためには、自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保のほか、周辺地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるとともに、市が実施する防災事業に積極的に協力する。

防災活動の内容（例）

- | | |
|---|---------------|
| ア | 防災訓練 |
| イ | 従業員の防災教育 |
| ウ | 情報の収集・伝達方法の確立 |
| エ | 火災その他の災害予防対策 |
| オ | 避難対策 |
| カ | 応急救護対策 |
| キ | 地域の防災活動への協力 |

消防法第8条の規定（読み替えて準用）

<p>— 消防法第8条（第1項）— 第36条読み替え前（読み替え箇所は、下線点線で表示）</p> <p>学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（一中略一大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（中略）その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。</p>
<p>— 消防法第8条（第1項）— 第36条読み替え後（読み替え箇所は、下線点線で表示）</p> <p>学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（一中略一大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（中略）その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格を有する者のうちから防災管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行なわせなければならない。</p>

② 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災関係機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。このため、消防機関は危険物施設等管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

さらに、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、千葉県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

危険物製造所等設置状況

（令和3年4月1日現在）

製造所	屋内貯蔵所	貯蔵所 屋外タンク	貯蔵所 屋内タンク	貯蔵所 地下タンク	貯蔵所 簡易タンク	貯蔵所 移動タンク	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	合計
54	109	687	4	18	2	227	41	49	1	9	203	1,404

資料：令和2年版消防年報（袖ヶ浦市消防本部）

③ 事業継続の取組み推進

各事業所は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事

業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

※事業継続マネジメント(BCM)

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

(内閣府作成 事業継続ガイドラインより)

(7) 地区防災計画の啓発・普及

平成25年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設された。

市は、各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等について啓発・普及に努める。

個別避難計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に策定を促すとともに、地区防災計画の素案の策定が、地区のあらゆる人が参画するものとなり、また、個別避難計画がある場合には整合を図れるよう、防災、福祉、保健、医療などを理解する方など地域の様々な分野の方が関わる環境を整える。

3 ボランティアの育成・確保

市及び関係各機関は、ボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、平常時から環境づくりを行い、有効活用を図るものとする。

(1) ボランティアの登録・育成

① 市の活動

ア 市は災害が発生した場合に被災地において救援活動を行うボランティアを登録、把握しておくものとする。

イ 市は、災害に備えた指定避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保についても配慮するものとする。

- ウ 消防機関は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、平常時からボランティアの研修への協力を行う。
- エ 毎年、1月17日の「防災とボランティアの日」、及び1月15日～21日の「防災とボランティア週間」の期間中、特に広報を実施する。
- ② ボランティアリーダーの養成
一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。
そこで、災害対策コーディネーター養成講座などの講習会を通じて、普段から災害ボランティアリーダーの養成を進める。
- ③ 袖ヶ浦市社会福祉協議会の活動
袖ヶ浦市社会福祉協議会は、市と協力してボランティアの登録、育成を行うものとする。
- ④ 県警察（警察署）の活動
県警察（警察署）は、市と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災市民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体と十分な情報交換を行うとともに、必要な協力を求め、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。
- ⑤ 日本赤十字社千葉県支部の活動
日本赤十字社千葉県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、救援物資の搬入出・配分及び炊き出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは国際赤十字委員会、各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平常時より防災ボランティアを養成、登録するものとする。また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスの提供を希望するボランティアについても、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう、千葉県、市、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。
- ⑥ 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画
日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修・訓練を実施する。
また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティア・リーダー（コーディネーター）の養成を進める。

防災ボランティア養成・研修計画

項目	対象	実施内容
防災ボランティア一般説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティア研修会	登録者会員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リーダー・地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他、次の9赤十字奉仕団が災害に備え、個別に研修・訓練を実施する。

赤十字奉仕団の災害時における活動

奉仕団名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、指定避難所での運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	指定避難所での運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、指定避難所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	指定避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配付等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	指定避難所での子どもたちに対する遊びや学習の支援等

(2) ボランティアの果たすべき役割

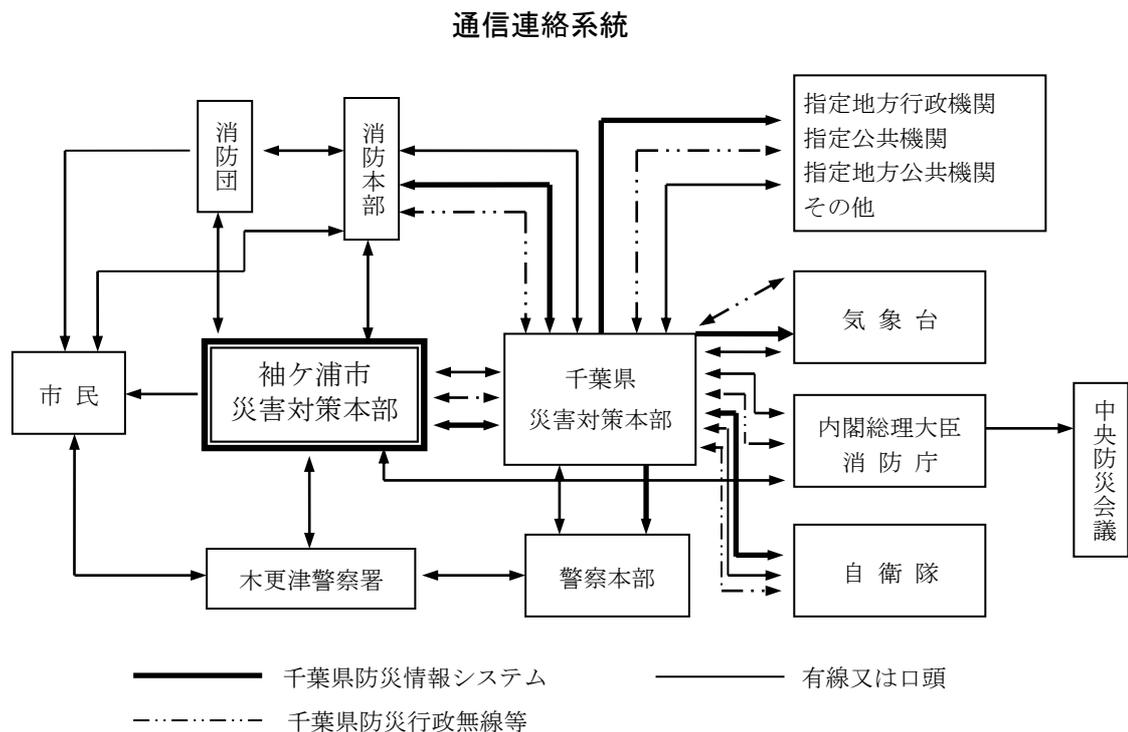
ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- ① 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- ② 要配慮者（高齢者、障がい者（児）、乳幼児等）の介護及び看護補助
- ③ 清掃
- ④ 炊き出し
- ⑤ 救援物資の仕分け及び配布
- ⑥ 救護活動
- ⑦ 保健医療活動
- ⑧ 通訳等の外国人支援活動

4 情報連絡体制の整備

(1) 通信連絡系統

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。なお、災害時の通信連絡系統は次のとおりである。



(2) 市における災害情報通信施設の整備

市及び防災関係機関は、有線通信手段が途絶した事態においても、市域の被害状況を的確に把握するための災害情報の収集・伝達体制を確立する。

特に、県防災行政無線の活用を図るとともに、市の無線通信手段等の整備強化を図る。

① 無線施設の整備状況

市の防災行政無線通信施設は、資料編に示すとおりである。

また、国が発した緊急情報を受信し、自動で市の防災行政無線を起動させ放送する全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用を平成21年4月から開始している。

その他、市役所と消防本部、中央消防署、長浦消防署、平川消防署、市民会館、長浦公民館、根形公民館、平岡公民館、平川公民館、平岡小学校幽谷分校に衛星携帯電話を導入している。

※資料編 資料4-3 市防災行政無線（固定系）屋外受信装置設置場所

② 災害通信施設の整備拡充

市は、民間企業、報道機関、市民、事業者等からの災害関連情報等の収集や市民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、市防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努める。

また、市は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

ア 防災行政無線（固定系）の整備

防災行政無線の聴取困難な地域については、屋外子局の増設及び戸別受信機の拡充を図る。また、定期的な点検を実施し、維持補修に努める。

イ IP無線機の整備

災害現場や避難所との通信確保のため、防災拠点となる施設に設置しているIP無線機の定期的な点検を実施し、維持補修に努める。

ウ 広報車の管理

老朽化した広報車は更新するなど、適切な管理を図る。

エ 耐震化・停電対策

無線局舎の耐震化を実施するとともに、機器の固定状況を定期的に点検し、耐震性の確保を図る。

また、無線局に予備電源装置を設置するほか、庁舎発電設備等との接続を図る。

オ 市職員安否確認手段の確保

市職員参集・安否確認メールシステムについて適切に運用するとともに、訓練を通じて操作方法の習熟を図る。

※資料編 資料2-33 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー（株））

※資料編 資料2-34 袖ヶ浦市情報発信ツールの活用に関する協定書（東京瓦斯（株）千葉支社）

(3) 千葉県における災害情報通信施設の整備

① 千葉県防災行政無線の整備

千葉県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用しており、県庁と地域振興事務所、県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置しているほか、これらの機関との間を地上系通信回線及び衛星系通信回線で結んでいる。

※ 資料編 資料4-1 千葉県防災行政無線（衛星系・地上系）

② 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

③ 防災情報システムの整備

千葉県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を整備し、運用している。

④ 震度情報ネットワークシステムの整備

千葉県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、国立研究開発法人防災科学技術研究所や気象庁、千葉市、松戸市の82地点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を維持・運用している。

(4) 県警察における災害通信網の整備

① 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して、整備に努める。

② 知事、市長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定（千葉県警察本部）により警察通信施設を使用できる。

(5) 東京電力パワーグリッド（株）における被害情報伝達体制の整備

東京電力パワーグリッド（株）は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(6) 東日本電信電話（株）千葉事業部における災害通信施設等の整備

東日本電信電話（株）千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

(7) （株）NTTドコモ千葉支店における災害通信施設等の整備

（株）NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

(8) KDDI（株）事業所等における災害通信施設等の整備

KDDI（株）では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

(9) ソフトバンク（株）の災害通信施設等の整備

ソフトバンク（株）では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保

できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

また、平時より関係機関との連携に努め、住民等からの問合せ等についても対応する体制を準備している。

(10) 無線従事者の確保

市職員に対して無線従事者資格の取得を積極的に奨励し、無線従事者の増員・確保を図る。

※資料編 資料 1-4 袖ヶ浦市防災行政無線局管理運用規程

(11) 非常無線通信の活用

市は、災害時に市の防災行政無線及び一般加入電話が使用できない場合や、使用が困難になった場合には、電波法第 52 条に基づく非常通信の活用を図ることとし、平常時から利用可能な無線局の把握と非常通信の伝送訓練等を行うことで通信体制の強化を図る。

※資料編 資料 4-2 袖ヶ浦市非常通信ルート

(12) その他通信網の整備

インターネット、Wi-Fi、CATV等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

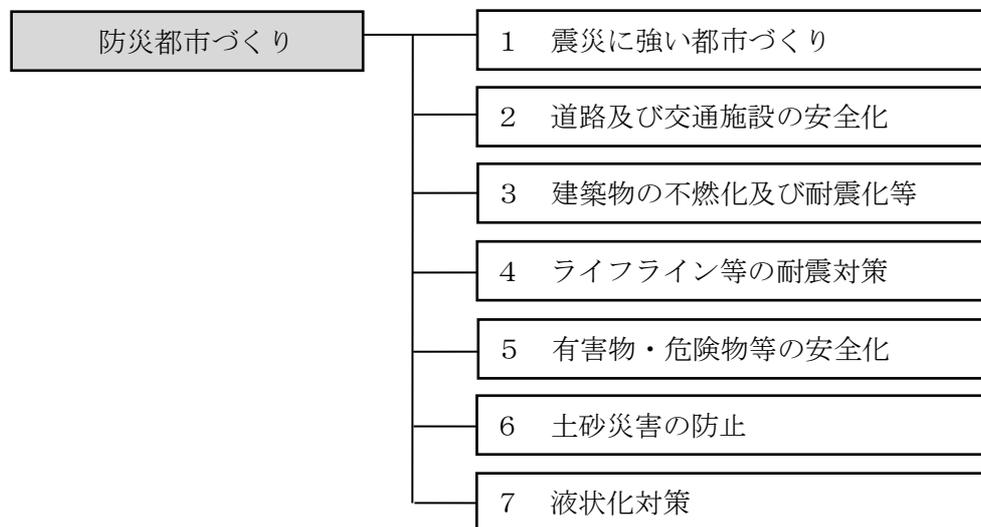
第3節 防災都市づくり ≪環境経済部、都市建設部、消防本部、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)、かずさ水道広域連合企業団≫

地震時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市を実現するための総合的な防災対策を進め、災害に強いまちづくりの推進を図るものとする。

そのためには、道路の拡幅整備、公園・広場等のオープンスペースの確保や、住宅密集地域の基盤整備、建築物の耐震不燃化等を推進する。

また、要配慮者の視点を踏まえながら防災都市づくりを推進する。

【 体系 】



1 震災に強い都市づくり

震災対策の基本的な方策は、震災に強い都市構造につくり変えることであるため、計画的な都市計画事業の推進を図るとともに、地区特性に応じた整備手法により防災都市づくりに努める。

(1) 都市計画の推進(地域地区制度の活用)

市の全域が都市計画区域となっており、そのうち約 23%に当たる市域が市街化区域に指定されている。災害に強い都市づくりの第一歩は都市を計画的に整備していくことである。それには秩序ある土地利用計画が基本となる。

このため、定期的に行われる都市計画法に基づく都市計画に関する基礎調査の結果を分析・解析し、必要に応じて用途地域等の地域地区の見直しを行う。

都市計画関係面積等

(令和3年4月1日現在)

都市計画区域	9,493ha	都市計画道路	44.79km
市街化区域	2,199ha	都市公園	75箇所
市街化調整区域	7,294ha	都市緑地（緩衝緑地含む）	116箇所

資料：袖ヶ浦市都市計画マスタープラン

地域地区別等面積

(令和3年4月1日現在、単位：ha)

第一種低層住居専用地域	484	工業専用地域	1,184
第一種中高層住居専用地域	64	第一種高度地区	140
第二種中高層住居専用地域	6	第二種高度地区	198
第一種住居地域	213	防火地域	12.2
第二種住居地域	55	準防火地域	17
近隣商業地域	21	生産緑地地区	8.03
商業地域	21	地区計画区域	213.8
準工業地域	100		
工業地域	52		

資料：袖ヶ浦市都市計画マスタープラン

(2) 市街地の整備

既存市街地の中には、老朽木造建築物が密集した地区があり、地震による建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがあるため、地区計画制度の活用や土地区画整理事業などの面的な都市基盤の整備により、防災上安全性の高い市街地形成を図る。

また、土地区画整理事業等により新たに開発される地域については、防災上安全で健全な市街地が形成されるよう、基盤整備とあわせて地域地区の設定と地区計画制度の活用を図る。

① 土地区画整理事業

市では、計画的な市街地整備を図るため、組合施行、個人施行及び公共施行による土地区画整理事業を行ってきた。市内では、これまで組合施行8箇所、個人（共同）施行2箇所、公共施行1箇所の444.1haが土地区画整理事業により整備されている。

土地区画整理事業一覧

(令和3年4月現在)

地区名	施行者	施行面積 (ha)	計画人口 (人)	事業年度※
北袖ヶ浦住宅団地	千葉県企業庁	28.3	3,396	昭和44年度～昭和52年度
長浦駅前北口	千葉県企業庁	4.5	540	昭和48年度～昭和52年度
福玉台	土地区画整理組合	104.9	10,480	昭和44年度～昭和58年度
蔵波台	土地区画整理組合	123.6	12,360	昭和45年度～昭和58年度
長浦駅前	土地区画整理組合	90.4	9,000	昭和46年度～昭和59年度
今井	土地区画整理組合	23.7	2,370	昭和45年度～昭和55年度

地区名	施行者	施行面積 (ha)	計画人口 (人)	事業年度※
まきば	土地区画整理組合	2.7	260	昭和56年度～昭和63年度
清水頭	土地区画整理組合	1.7	120	昭和60年度～昭和62年度
袖ヶ浦駅前	袖ヶ浦市	10.1	1,000	昭和63年度～平成26年度
代宿	土地区画整理組合	5.3	430	平成5年度～平成26年度
袖ヶ浦駅海側	土地区画整理組合	48.9	3,700	平成23年度～令和2年度
合 計		444.1	43,656	

※事業認可の公告年度から解散（終了）の年度まで

② オープンスペースの確保（防災空間の整備・拡大）

ア 都市公園の整備

都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所や一時集合場所、また、延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として、防災的な視点を取り入れた計画的な公園の整備を図るとともに、消防水利等の防災施設の設置や火災に強い樹木の植栽を行うなど、防災効果の高い公園の整備を推進する。

イ 緑地の保全

緑地は市街地内の緑のオープンスペースとして、良好な生活環境を提供するほか、震災時に発生する火災の延焼を防止する効果もあることから、都市公園法に基づく緑地の指定を進め、良好な緑地を維持保全する。

ウ 河川空間の維持

都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、定期的な点検を実施し、河川空間の維持に努める。

2 道路及び交通施設の安全化

道路及び橋りょうは、単に人、物の輸送を分担する交通機能のみならず、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。

災害時におけるこれらの機能を確保するため、道路の整備、橋りょうの架替え、補修が重要である。

(1) 道路の拡幅整備

市では、防災効果の高い道路として都市計画道路を中心とした整備を推進している。これらの整備拡幅は、沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、幹線道路については、袖ヶ浦市都市計画マスタープランや市道路網整備計画に基づく整備により、防災性の高いまちづくりを推進する。

また、市道路網整備計画に基づき、主として指定緊急避難場所への避難経路として位置付けられる道路、指定緊急避難場所と主要な都市施設とを有機的に連携させる道路、並びに震災応急対策活動の地区防災拠点となる公共施設周辺道路の整備を推進する。

さらに、災害時に交通が遮断されやすい狭隘道路については、市民の合意形成の下に、「袖ヶ浦市市街化区域内みちづくり計画要綱（令和3年4月改訂）」による拡幅整備を推進する。

(2) 橋りょうの架替え・補修

① 市道橋

市内の橋りょうのうち、老朽化した橋りょう及び耐震性の低い橋りょうについては、震災発生時における避難、緊急物資の輸送などに支障をきたすことになるため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、架替え、補修等により整備する。

② 県道橋

震災発生時における避難に支障のないよう、老朽橋及び耐震性の低い橋りょうについては、架替え、補修等を要請する。

(3) 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））

① 現況

鉄道は、東日本旅客鉄道（株）内房線が海岸線沿いに市原から木更津方面に延びており、袖ヶ浦駅と長浦駅が立地している。

また、市の南部には木更津から久留里方面に久留里線が走り、横田駅と東横田駅が立地している。

② 施設の耐震性

新たな耐震設計手法が確立されるまでの当面の間は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」に基づき、鉄道施設の耐震対策に努めるものとする。

ア 耐震列車防護装置の整備

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、耐震列車防護装置整備の改良を行っている。

イ 構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進している。

3 建築物の不燃化及び耐震化等

市では、防火・準防火地域指定による建築物の不燃化などにより被害発生の防止に努めているが、既存不適格建築物も存在しているため、大規模地震時の火災の防止の観点から、市街地内の延焼防止対策を推進するとともに、市有施設の不燃化・耐震化を進める。

(1) 市街地における延焼防止対策

① 防火・準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、都市計画基準に基づき地域地区の見直しを行うとともに、用途地域との整合を図り、防火地域及び準防火地域の指定拡大を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の整備を促進する。

市内には、「建物密集地域」や「公共施設等重要施設の集合地域」等の集団的地域の他、「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」や「避難路及び避難地周

辺地区」等の路線的な地域が存在するため、これまで都市防災上の観点から都市計画法に基づき、防火地域・準防火地域の指定を進めてきたが、今後も必要に応じてこれらの指定を行い、都市防災の強化を図る。

防火・準防火地域指定状況

(令和3年4月1日現在)

	防火地域	準防火地域
袖ヶ浦市	12.2ha	17.0ha

② 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止

防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行っており、また、同法第23条には外壁の延焼防止の構造内容が規定されているため、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置について指導する。

③ 耐火構造

市が建設する市営住宅は、現在は簡易耐火構造であるが、今後は耐火構造とする。

(2) 建築物の耐震化等

① 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進

ア 既存建築物の安全性の向上

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、緊急の課題である。そのため、市は千葉県と協力し、計画的かつ総合的に既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図っていく必要がある。

イ 耐震診断及び耐震改修の促進

建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震診断及び耐震改修等に積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、市は千葉県と協力し、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設等、耐震診断及び耐震改修等の促進のために次の対策を推進する。

ウ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化

平成25年の耐震改修促進法改正により、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるとして、耐震診断の実施及びその結果の報告が義務化された大規模な建築物について、重点的に耐震化すべき建築物と位置付け、その所有者に対しては、早期に耐震化を図るよう啓発を図る。

② 公共建築物の耐震診断・改修

災害時に防災拠点となる市庁舎・消防署及び避難所として使用される学校、公民

館について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に従い耐震診断を実施してきており、今後は耐震改修等が必要なものについては改修計画を作成し、順次耐震補強を実施していく。

その他の市所有建築物についても、今後、大規模改修時などにあわせ、必要に応じて耐震改修等を実施していく。

③ 民間建築物の耐震化

ア 木造住宅の耐震化促進（木造住宅耐震改修・住宅リフォーム事業）

木造住宅に係る耐震改修に要する費用の一部を補助することにより、地震による木造住宅の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護し、地震に対する安全性を向上させることで、地震に強いまちづくりを推進する。

また、リフォームに併せて耐震改修を実施することは、所有者にとって経済的にも有効なことから、耐震改修に着手しやすくするため、耐震改修と同時に行うリフォームに対しても補助制度を実施しており、制度の周知を図る。

なお、建築住宅課が窓口となり、市内の民間建築士により組織された「袖ヶ浦市耐震改修促進協議会」と連携し事業を実施する。

イ 安全対策の啓発

市は、「袖ヶ浦市耐震改修促進協議会」との連携や「耐震診断相談窓口」の開設等により、耐震相談会や講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

ウ 耐震診断・改修の技術者の育成

耐震診断や耐震改修の業務の増大に対応するため、市職員の建築技術者等を対象に診断・改修に必要な技術者を育成するとともに、民間団体（袖ヶ浦市耐震改修促進協議会）へ技術者の育成の協力を依頼する。

④ 文化財の防災対策

市は、文化財保護のための防災対策に努める。

⑤ 落下物の防止

地震時には、中高層ビル等からの落下物による被害が出ることが予想される。そこで、次の点に留意しながら事前防止に努める。

ア 屋外広告物に対する規則

広告塔、看板等の屋外広告物のなかには、地震の際に脱落し、被害を与えることも予想される。このため、千葉県屋外広告物条例第12条の2及び同第12条の3、並びに道路法第32条に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、震災対策の観点からの指導を強化していく。

イ 建築物外壁（タイル貼り等）剥落防止

地震時には、建築物等のタイル貼り仕上げの外壁が剥落し、被害を与えることが予想される。このため、市は、君津土木事務所に対し、落下物の防止の指導について要請する。

ウ 落下物（窓ガラス）防止対策

「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物の窓ガラス等の落下による歩行者の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

⑥ 家具・大型家電の転倒防止

市は、ホームページ、広報及び市民対象の各種イベント等を通じて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性について啓発を図る。

(3) がいけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊・倒壊防止

阪神・淡路大震災をはじめ、伊豆大島近海地震、宮城県沖地震及び大阪北部地震の発生に伴い、がいけやブロック塀等の崩壊・倒壊により多数の死傷者が発生し、新たな災害要因として注目された。

がいけ・擁壁、ブロック塀等の対策は、原則として所有者・管理者等が行うべきものであるが、行政としての対策としては、法による規制指導や工法上の指導を積極的に進めるほか、これらの実態を調査し、その結果に基づいて改善指導を行う。

① がいけ地に近接する建築物の崩壊防止

ア 規制指導等の強化

がいけ地に、建物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づき、防災上の見地から指導を行っているが、特に、今後新たに工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化していく。

イ がいけ地の移転の促進

市は、災害時にがいけ崩れ等の危険が特に高い住家に対して、「袖ヶ浦市がいけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」を活用して、移転を促進していく。

※資料編 資料 1-10 袖ヶ浦市がいけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

② ブロック塀等の倒壊防止

ア 指導の強化

過去の地震におけるブロック塀等の倒壊は、昭和 56 年以前の旧耐震基準及び建築基準法による新耐震法施行以前で、かつ、業者等の施工が不良だったことに主な原因があると見られている。

市では、千葉県とともに既存ブロック塀や石塀について実態調査を行い、改善指導を行っており、今後も引き続き倒壊防止についての指導徹底を図る。

③ 自動販売機の転倒防止

自動販売機はその場で倒れるよりも、前面の道路まで滑り出して倒壊する例が多い。このため、自動販売機が倒壊する場合、人体に対する危険の他に地震発生後の緊急車両の通行障害になることも予想される。

これら自動販売機の倒壊防止については、国において昭和 54 年に日本工業規格として規定された「自動販売機据付基準」に基づき、必要な措置を講ずるよう業者団体等に対し指導の徹底を図る。

(4) 応急危険度判定体制の確立

市では、大規模な地震災害後に速やかに被災建築物応急危険度判定活動ができるよう、「袖ヶ浦市被災建築物応急危険度判定 震前判定計画」を策定（平成 26 年 10 月改訂）しており、本計画に基づき応急危険度判定体制の確立を図るべく、必要な措置を講じる。

(5) 空き家対策

令和 3 年 4 月現在の市内の空き家戸数は 239 戸である。適切に管理されていない空

き家は、地震時の揺れによる倒壊や火災の発生等が懸念されるため、防災対策が必要である。

このため市は、空家等の所有者等に対し周囲に影響を及ぼさないよう意識啓発を図るとともに、改善が必要な空家等については、関係機関と連携し、改善依頼や助言等の対策を推進する。

4 ライフライン等の耐震対策

市域には、上下水道やガス管等の地下埋設管が敷設されている。これらの施設が地震により破損した場合、都市機能がマヒするおそれがあり、その防止は極めて重要な課題である。阪神・淡路大震災では、水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けた。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災では、千葉県においても上下水道、電気、ガス等の各施設が大きな被害を受け、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。これらのことから、各施設の耐震性の強化を図る。

(1) 水道施設

① 施設の現況

現在、稼働しているかずさ水道広域連合企業団の浄配水場と加圧場の各施設は、建物構造上の耐震基準を満たしている。

管路施設では、毎年、基幹管路を優先的に耐久性、耐震性に優れた管へ更新工事を行っている。平成11年度末までの石綿セメント管の延長は162.2kmであったが、18年間で143.1kmを更新した結果、平成29年度末の残延長は19.1km、整備率は88.2%となっている。

水道施設の現況

(令和2年4月1日現在)

水道事業			
配水池	13池	有効貯水量	15,366m ³
導送配水管総延長			518,832m
導水管	(75～250mm)		10,283m
送水管	(50～250mm)		1,894m
配水管	(50～500mm)		506,655m
用水供給事業			
配水池		有効貯水量	45,550m ³
送水管延長	(φ500～φ1000)		14,707m

② 事業計画

ア 老朽導送配水管の交換

かずさ水道広域連合企業団は、地震時における断水区域の縮小、応急復旧の迅速化を図るため、水道管の被害をできるだけ少なくすることを目標に、これまでも老朽導送配水管の交換を行ってきたが、引き続き更新を進める。

このため、耐震性が特に低い石綿セメント管及び老朽塩ビ管の取替えを実施し、送配水施設の耐震性を強化し、地震被害の軽減を図る。

イ 復旧用資材の備蓄

被災した水道管の応急復旧の迅速化を図るため、各種資材を備蓄する。

ウ 貯留水の確保

必要に応じて配水池に緊急遮断弁等の流失防止装置を設置し、貯留水の確保を図る。

(2) 下水道施設

① 施設の現況

下水道施設には、自然流下を原則として面的に整備される管路や低地に建設されることの多いポンプ場や下水を処理するための終末処理場があり、大規模な地震により液状化等の被害が発生すると復旧に長期間を要することが考えられる。

このため、緊急度に応じ計画的に施設の耐震化を図り、被害を最小限に食い止める必要がある。また、停電、断水等を考慮した設備の備えが必要である。

下水道総合地震対策の実績

施策	整備内容
下水道総合地震対策	主要な污水管の耐震化整備延長：61.06 km 指定避難所へのマンホールトイレ整備数：13 箇所

資料：袖ヶ浦市下水道総合地震対策整備事業 事務事業評価（令和3年3月、下水対策課）

② 計画目標

震災による下水道施設の被害を最小限にとどめ、生活排水の排除、雨水の排除などの排水機能を確保するため、施設の耐震整備を行う。

③ 事業計画

ア 構築物の更新・補強

構築物に発生しているクラック及び今後補強を要するものについては、重要度及び発生状況を考慮し、補強・更新する。

イ 管渠破損等の補修及び改良等

管渠の破損等については、流下の阻害や道路陥没を防ぐため、清掃・点検及び補修補強を行う。

ウ 災害対策基本法及び同法に基づく本計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難所）と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業を行う。

エ 災害対策基本法及び同法に基づく本計画に位置付けられた緊急輸送路、並びに軌道の下に埋設されている管渠の耐震化事業を行う。

オ 災害対策基本法及び同法に基づく本計画に位置付けられた施設（敷地面積1 ha以上の防災拠点又は避難所に限る。）について、マンホールトイレの設置に努める。

(3) 農業集落排水施設

① 施設の現況

農業集落排水施設には、自然流下を原則として面的に整備される管路や低地に建設されることの多いポンプ場や下水を処理するための処理場があり、大規模な地震

により液状化等の被害が発生すると復旧に長期間を要することになる。

このため、施設全体を安全な構造とすることは不可能に近いものの、適切な工法を採用し耐震性の向上に努め、被害を最小限に食い止める必要がある。また、停電、断水等を考慮した設備の備えが必要である。

農業集落排水施設の現況

地区名（処理場名）	対象地域	計画処理人口
袖ヶ浦東部地区 （袖ヶ浦東部浄化センター）	袖ヶ浦市高谷、三箇、百目木及び横田の一部の地域	2,220人
松川地区 （公共下水道へ接続）	袖ヶ浦市三黒、谷中、永地及び横田の一部地域	960人
平岡地区 （袖ヶ浦東部浄化センター）	袖ヶ浦市野里、永地、上泉、下泉及び永吉の一部の地域	3,330人

② 計画目標

震災による農業集落排水施設の被害を最小限にとどめ、生活排水の排除等の排水機能を確保するため、施設の整備を行う。

③ 事業計画

ア 構築物の更新・補強

構築物に発生しているクラック及び今後補強を要するものについては、重要度及び発生状況を考慮し、補強・更新する。

イ 管渠破損等の補修及び改良等

管渠の破損等については、流下の阻害や道路陥没を防ぐため、清掃・点検及び補修補強を行う。

(4) 電気施設

① 施設の耐震化

震災時の電気施設の対策については、過去の地震による教訓を生かして、関東大震災級の地震にも施設が十分に耐えられるよう、次の耐震設計基準に従い、施設の耐震化に努める。

電気施設の耐震設計基準

施設名	耐震設計基準
変電設備	最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度 0.3~0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度 0.2G を下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。 建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。
送電設備 架空線	地震力の影響は風圧加重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を一般に省略している。 ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるため、その地盤に応じた適切な対策を実施している。

施設名	耐震設計基準
地中線	154KV以上のケーブルヘッドについては水平加速度0.3G、共震正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。
配電設備	震度6（水平最大加速度0.3G）の地震に対し、概ね送電可能な施設としている。
通信設備	水平加速度0.5Gに耐えるよう機器を施設している。

注) 重力加速度1G=980ガル

② 設備の予防強化

設備の予防強化については、次の事項についてあらかじめ措置を講じる。

ア 要員の確保
イ 防火、防水、救命用具の点検整備
ウ 非常持出品の搬出準備
エ 防火扉の開閉点検
オ 建物の補強
カ 建物中の設備並びに資材等の補給及び損害防止
キ 排水設備の点検整備
ク 工事中又は仮工事中のものは、速やかに本工事を完了するか、補強又は応急措置
ケ 非常災害時の運転、保守、操作は社内規程による

③ 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(5) ガス施設

① 施設の耐震化

ガス製造設備、ガス供給設備等のガス施設そのものを強固なものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の防止に努める。

ガス施設の耐震設計基準

施設名	耐震設計基準
製造設備	<ul style="list-style-type: none"> 都市ガスを製造する工場設備は、日本ガス協会で定めた基準に基づいた材質・設計方法により耐震性を維持。工場内の地下タンクはLNG液面が常に地表面より低い位置にあるので、万が一タンクに亀裂が生じてもLNGが外に漏れだすことはない。 消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

施設名	耐震設計基準
供給設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスホルダー・高・中低圧導管は日本ガス協会が定めた基準に基づいた設計がなされている。 ・ガスホルダーは、基礎についてもガスホルダー地盤調査に基づいて固い地盤まで杭を打ち込み、鉄筋コンクリート基礎の上に支柱と球体を据え付けた強固な構造である。さらに揺れを吸収するオイルダンパー（減衰装置）やガスホルダーとガス管の結び口には、リモートコントロールのできる緊急遮断装置や揺れを吸収する伸縮管を設置。 ・高・中低圧導管は、日本ガス協会が定めた基準に基づいた設計がなされている。高・中圧導管は、強度や展延性に優れ、大きな地盤変動にも耐える「溶接接合鋼管」を使用。低圧導管は、地盤変動の影響を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めるため、ポリエチレン管の採用を促進している。 ・大規模なガス漏洩等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏洩を防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。

② 非常用設備の整備

- ア 通信設備
- イ コンピューター設備のバックアップ体制
- ウ 自家発電設備など
- エ 防災中枢拠点設備
- オ 資機材等（復旧用鋼材・配管材料・工具等）
- カ 車両（工作車・緊急車・採水車・建設機械の調達先の確保等）
- キ 代替熱源（移動式ガス発生設備・カセットコンロ類、LPG調達等）
- ク 前進基地・宿泊施設等の候補調査等

③ ガス施設の点検計画

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。また、被害の発生が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

④ 広報活動

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰ビデオ・テープ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

(6) 電話施設

① 建物設備

建築基準法による耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（強・弱）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

② 局外設備

ア 土木設備

- (ア) マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。
- (イ) 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。
- (ウ) 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

イ 線路設備

- (ア) 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。
- (イ) 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

③ 局内設備

- ア 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。
- イ 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

④ その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

5 有害物・危険物等の安全化

L Pガス・塩素系等の高圧ガス、毒物及び劇物、火薬類、化学薬品等は、平常時には燃料、製氷、冷凍、医療等に幅広く利用されている。

しかし、これらの保管施設が、ひとたび地震等で破壊された場合には、その引火性、爆発性、毒性などによる二次災害を誘発し、多大の被害をもたらすことは明らかである。

このため、高圧ガス、放射性物質、毒物・劇物等の保管施設の安全性について、万全を期するものとする。

(1) 高圧ガス施設

高圧ガス施設の防災対策は次のとおり行う。

- ① 経済産業省及び千葉県は、「高圧ガス保安法」に基づいて許可を行い、届出を受理している。これらの施設について、実態を把握し、警防活動の参考にする。
- ② 高圧ガス関係の消防上必要な事項について届け出させ、これによって施設の実態を把握し、防災上の不備欠陥箇所の是正を指導する。
- ③ 高圧ガス貯蔵施設における火災等の災害については、その原因を調査し防災上必要な資料の収集を行い、今後の防災対策の資料とする。

(2) 危険物施設関係

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、次の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

① 設備面の対策

- ア 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩

を防ぐため、変位を有効に吸収する構造にするほか、配置及び支持方法についても配慮する。

イ 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。

ウ 防火扉等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。

エ 停電時に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を整える。

オ 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

(3) 毒物・劇物保管施設

現在、毒物及び劇物取締法、同法施行令及び同規則において、毒物劇物の廃棄（法第15条の2、同施行令第40条）と事故の際の措置（法第16条の2）等の保安対策が規定されている。

また、設備については、登録基準（法第5条、同規則第4条の4）の規制、運搬についても技術上の基準等（法第16条、同施行令第40条の2）が規定されている。

さらに、保健衛生上の危害を防止するため、上記登録又は届出を義務づけられている毒物劇物取扱施設には、専任の毒物劇物取扱責任者の設置を義務づけている。

消防本部は、毒物・劇物関係の消防上必要な事項について届け出させ、これらの実態を把握するとともに、千葉県が実施する次の防災対策について、連携・協力して地震時の災害防止に努める。

- ① 立入検査体制の整備、強化を図る。
- ② 毒物劇物貯蔵タンク等の整備点検について充分留意させ、防災を考慮の上、耐震設備を講じるよう指導する。
- ③ 中和剤等の確保及び事故発生時の応急措置体制について指導する。
- ④ 危険防止規定を作成し、管理責任体制を明確にするよう指導する。
- ⑤ 毒物劇物関係業者に対して講習会を開催し、法遵守の徹底を図る。

(4) 石油等の危険物の安全化

石油等の危険物施設は、出火のみならず、延焼拡大要因ともなるため、従来から安全化を進めてきたところであるが、さらに、これらの施設に対し、危険物取扱者等に対する震災対策を含めた育成指導をし、法令に定める保安講習等あらゆる機会をとらえて出火防止の推進を図る。

(5) 火薬類保管施設の安全化

火薬類の保管・取扱いをする施設に対しては、火薬類取締法に基づいて安全性の確保について指導を図る。

(6) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う市内の学校、病院、研究所等に対し、立入検査を定期的を実施し、保管の適正化を指導するとともに、事業所に対しても実態調査を行い、個別的、具体的な安全対策を推進していく。

主な指導事項	① 化学薬品容器の転倒落下防止措置 ② 化学薬品収納棚の転倒防止措置 ③ 混合混触発火性物品の近隣貯蔵防止措置 ④ 化学薬品等収納場所の整理整頓 ⑤ 初期消火資機材の整備
--------	---

6 土砂災害の防止

(1) 危険箇所の調査把握

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の状況を把握し、警戒避難体制の整備等を図る。

① 土砂災害警戒区域等の把握

土砂災害警戒区域等については、崩壊による被害の軽減を図るため、千葉県及び関係機関との合同点検等で状況の把握に努める。

② 土砂災害警戒区域等の公表

市は、土砂災害警戒区域等の場所を本計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、自治会への回覧、ホームページにより周辺住民に対し、周知に努める。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

① 千葉県及び市は、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定手続を推進する。

なお、土砂災害特別警戒区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の周知を図るとともに、「がけ地崩壊対策事業補助金交付制度」及び「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」に基づき対策工事、移転対策を推進する。

※資料編 資料 1-10 袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

② 市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生するおそれのある箇所についても、指定区域における対応土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努める。

さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所数

(令和3年4月1日現在)

	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）				土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）			
	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計
指定箇所数	178	6	0	184	174	5	0	179

資料：千葉県河川環境課

※資料編 資料5-4 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

名称	市内箇所数
急傾斜地崩壊危険箇所	177
土石流危険溪流	6
地すべり危険箇所	0

※土砂災害危険箇所とは上記の3つを総称したものをいう。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

名称	概要	講じられる施策
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害のおそれのある土地を公示 区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を市町村地域防災計画に記載 土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認める土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の構造規制（居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保） 住宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告

(3) 急傾斜地崩壊の防止

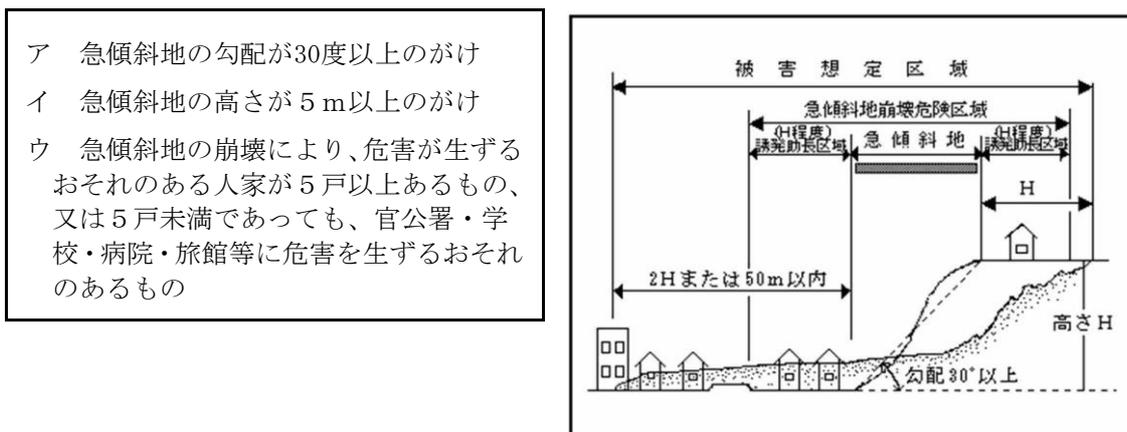
① 急傾斜地崩壊危険区域の指定

千葉県は、市町村と協議の上、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

② 急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次のア～ウの全てに該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

急傾斜地崩壊危険区域指定基準



③ 急傾斜地崩壊危険区域の状況

令和3年4月1日現在で17箇所が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている。

※資料編 資料5-1 急傾斜地崩壊危険区域一覧

※資料編 資料5-2 山腹崩壊危険地区一覧

④ 行為の制限

千葉県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき、崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

⑤ 防止工事の実施

千葉県及び市は、新たに急傾斜地崩壊危険区域が指定された場合において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するものうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものについて、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(4) ため池の安全化

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。

7 液状化対策

平成23年3月に発生した東日本大震災では、市に液状化の被害はなかったものの、県内において、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、上水道等のライフラインに被害が生じた。

市では、千葉県東方沖地震（1987年）の際に、沿岸部の埋立地で小規模な液状化現象が発生していることから、市においても液状化対策の推進を図ることとする。

(1) 液状化対策の推進

上水道施設等のライフラインや道路・橋りょう等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、市民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、

地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、市民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設に被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

(2) ライフライン等の液状化対策

① 上水道施設

かずさ水道広域連合企業団は、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施するとともに、地盤の液状化による鑄鉄管の抜け出し等の防止策として、管路の新設及び更新においては、耐震継手の導入を図る。

② 下水道施設・農業集落排水施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

③ 海岸保全施設

千葉県では、地震に強い漁港、海岸を目指し、海岸保全施設の新設や老朽化及び機能の高質化に伴う改良等において液状化対策を進めており、市としては引き続き施設の重要性を考慮し、液状化対策を実施するよう必要に応じて関係機関等に要請していく。

④ 道路橋りょう

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋りょうについては、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

⑤ 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また、海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の整備に当たっては液状化対策など耐震対策の実施について必要に応じて、関係機関等に要請していく。

(3) 液状化対策の広報・周知

① 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知

市では、千葉県が平成24年に公表した液状化しやすさマップをもとに、「液状化危険度マップ」を作成している。本マップでは、震度6強の地震が発生した場合に液状化の発生が予想される区域を図示するとともに、液状化の仕組みや液状化への備え等を示している。

市は、市民に本マップを広く周知し、市民の液状化現象に関する知識の向上を図る。

また、市民の液状化対策を一層推進するため、液状化の原因や対策を考える上で重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、市民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

② 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、市民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。市民には、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生リスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。

③ 建築物の液状化対策講習会への参加

市は、千葉県が建築技術者等を対象に液状化対策に関する知識・技術の向上を図るために開催する「建築物の液状化対策講習会」へ市職員等を参加させるよう努める。

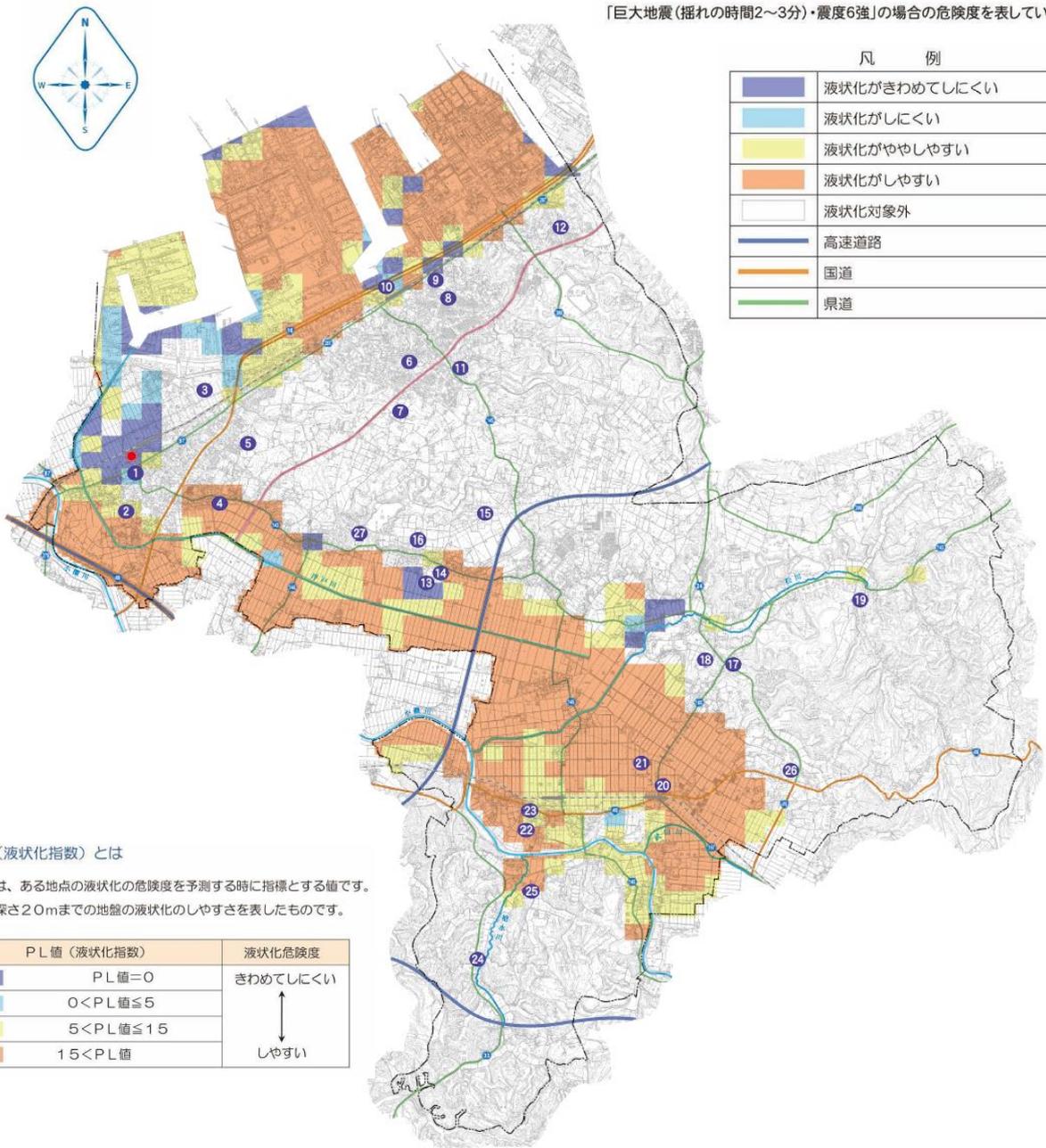
(4) 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障がい者（児）等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

液状化危険度マップ

このマップは、予測の中でも本市域への影響が最も高いケースである「巨大地震(揺れの時間2～3分)・震度6強」の場合の危険度を表しています。



凡 例	
	液状化がきわめてしにくい
	液状化がしにくい
	液状化がややしやすい
	液状化がしやすい
	液状化対象外
	高速道路
	国道
	県道

● PL 値（液状化指数）とは

PL 値とは、ある地点の液状化の危険度を予測する時に指標とする値です。地上から深さ20mまでの地盤の液状化のしやすさを表したものです。

PL 値（液状化指数）	液状化危険度
PL 値=0	きわめてしにくい ↑ ↓ しやすい
0<PL 値≤5	
5<PL 値≤15	
15<PL 値	

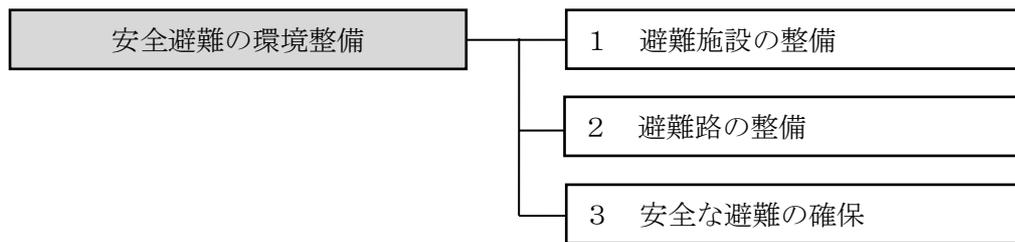
資料：袖ヶ浦市液状化危険度マップ

第4節 安全避難の環境整備 <<総務部、福祉部、都市建設部、消防本部、消防団、教育委員会、警察署>>

市は、各種災害に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、必要な数・規模の施設等をあらかじめ整備するとともに、市民に周知徹底を図る。

また、安全・安心な避難を実現する避難誘導體制の確立を図る。

【 体系 】



1 避難施設の整備

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、市は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、平常時から市民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行うこととする。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

① 指定緊急避難場所の指定

ア 市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

イ 指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない施設や場所とする。

ウ 津波・洪水が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波・洪水の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段、その他の避難路を有する施設や場所を指定する。

エ 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

オ 市は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、千葉県に通知するとともに公示する。

② 指定緊急避難場所の周知

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平常時から市民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを平常時から市民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所の指定等

① 指定避難所の指定

ア 指定避難所の指定要件

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、市民への周知徹底を図る。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

ウ 市は、指定避難所を指定又は取消したときは、千葉県に通知するとともに公示する。

② 指定避難所等の整備等

指定避難所等の整備等については、次の点に留意する。

ア 施設の安全性

施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、吊天井等の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を收容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難場所の場所、收容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

イ 生活環境に配慮した設備の整備

指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

また、電源や燃料の整備に当たっては、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギー供給源の多様化を図るため、避難所の建物設備状況に応じて再生可能エネルギー等を含む常用自立・分散型エネルギーの導入を検討する。

ウ 救護所、通信機器等の整備

指定避難所における救護所、通信機器等施設・設備の整備に努める。

エ 福祉避難室の確保

指定避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮する。

オ 生活に必要な物資等の備蓄

指定避難所に食糧（アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

カ 危険箇所の安全化

指定避難所周辺における危険箇所（ブロック塀、擁壁等）を調査把握し、安全化に努める。

キ 福祉避難所の指定

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者を生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）としての配置等に努める。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

ク 福祉避難所への直接避難

福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

ケ 学校の指定避難所指定

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

コ 必要な知識等の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

サ 学校の指定避難所指定

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

シ 指定管理施設の指定避難所指定

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ス マンホールトイレの整備

災害時におけるトイレ対策は避難者の健康状態や感染症防止するための良好な衛生環境の維持などの面から重要な対策である。避難者の利便性を高め、衛生的な環境を保てるよう、下水道施設が機能している条件下であれば、使用回数に制限のない災害用マンホールトイレの整備を推進する。

セ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務部と市民子育て部が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

ソ 「暴力は許されない」意識の普及

市は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

No.	名称	所在地	電話	指定緊急避難場所					想定収容人数		指定避難所
				対象とする異常な現象の種類					指定緊急避難場所	指定避難所	
				洪水	土砂	高潮	地震	津波			
1	昭和小学校	坂戸市場 1431	62-2031 62-2055	○	○	○	○	○	5,260	1,471	○
2	市民会館	坂戸市場 1566	62-3135	○	○	○	○	○	1,590	217	○
3	奈良輪小学校	奈良輪 425-1	62-6700 62-6701	×	○	×	○	×	7,340	972	○
4	袖ヶ浦高校	神納 530	62-7531	○	○	○	○	○	11,000	2,856	○
5	昭和中学校	神納 3204	62-2034 62-2275	○	○	○	○	○	9,910	1,558	○
6	蔵波小学校	蔵波台 4-19-1	63-6351 63-6352	○	○	○	○	○	3,750	1,588	○
7	蔵波中学校	蔵波 2967-2	62-7041 62-7045	○	○	○	○	○	7,370	1,430	○
8	長浦小学校	長浦駅前 6-1-4	62-2634 62-2905	○	○	○	○	○	3,630	1,328	○
9	長浦中学校	久保田 129	62-2834 62-2934	○	○	○	○	○	8,960	1,158	○
10	臨海スポーツセンター	長浦 1-57	63-2711	○	○	×	○	×	1,690	624	○
11	長浦公民館	蔵波 513-1	62-5713 62-5714	○	○	○	○	○	5,410	309	○
12	代宿公民館	代宿 74-1	63-4296	○	○	○	○	○	120	89	○
13	根形小学校	三ツ作 761	63-0450 63-0201	○	○	○	○	○	4,840	917	○
14	根形中学校	三ツ作 741	63-0311 63-0312	○	○	○	○	○	6,450	981	○
15	健康づくり支援センター	三ツ作 1862-12	64-3200	○	○	○	○	○	1,820	297	○
16	根形公民館	下新田 1277	62-6161	○	○	○	○	○	6,450	350	○
17	平岡小学校	野里 1503	75-2059 75-2036	○	○	○	○	○	3,100	1,073	○
18	平岡公民館	野里 1563-1	75-6677	○	○	○	○	○	8,090	365	○
19	平岡小学校 幽谷分校	川原井 470	75-2110	○	○	○	○	○	2,620	380	○
20	平川公民館	横田 115-1	75-2195	○	○	○	○	○	1,750	690	○
21	平川中学校	横田 500	75-2141 75-2191	○	○	○	○	○	9,230	1,189	○
22	中川小学校	横田 2583	75-2015 75-2453	○	○	○	○	○	5,530	936	○
23	中川幼稚園	横田 2637	75-6390	×	○	○	○	○	680	307	○
24	吉野田保育所	吉野田 198	75-2123	○	○	○	○	○	730	210	○
25	平川公民館 富岡分館	吉野田 622-2	75-4805	○	○	○	○	○	740	170	○
26	平川保育所	三箇 1965	75-2159	○	○	○	○	○	257	245	○
27	老人福祉会館	飯富 2497-1	63-0824	○	○	○	○	○	132	136	○

※収容可能人数について、指定緊急避難場所については、車での避難等があることも踏まえ一人当たりの必要な占有面積は2.5㎡を確保する面積での算出。

※指定避難所については県の基準に準拠し、必要スペースを差引いた避難者一人当たりの必要な占有面積を2㎡とした。

(3) 一時避難（集合）場所

災害時における避難方法は、パニックの防止や避難秩序維持のため、集団避難方式が原則となるが、そのためには、まず、近隣の公園等に集合しておくことが必要となる。このため、地域の実態に応じて、区等自治会・自主防災組織等を単位として、市内の各公園などを一時避難（集合）場所として位置付け、整備を図るよう努める。

また、袖ヶ浦公園、百目木公園、袖ヶ浦海浜公園は、市民のみならず、多くの方が利用していることから、災害時のパニックを防止する目的からも、非常電源、案内標識など必要な施設の整備を図る。

① 一時避難（集合）場所の基準

一時避難（集合）場所の基準

- ア 面積が概ね500㎡以上であること
- イ 原則として、公共の施設であること
- ウ 市民の集合及び避難場所への避難が容易であること

※資料編 資料7-1 一時避難（集合）場所一覧

② 一時避難（集合）場所の整備・確保

一時避難（集合）場所として必要な機能のほか、地域ぐるみの防災活動の拠点となるよう初期消火や救助用資器材などを保管する場所としての整備を図る。

(4) 福祉避難所

福祉避難所は、避難生活において特別な配慮を必要とする方を受入対象とする避難所で、災害時に一般の避難所等での生活が非常に困難となった方を受入れる避難所である。

市では、5箇所の公共施設の指定に加え、市内の高齢者福祉施設や障がい者福祉施設、児童福祉施設と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、福祉避難所の確保・充実に努めている。

① 避難対象者

福祉避難所の避難対象は次のとおりである。

福祉避難所の避難対象者

高齢者、障がい者（児）、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活の中で、何らかの特別な配慮を必要とする方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の方及び要配慮者の支援を行う家族など。

② 福祉避難所への受入れ

福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受入れ対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化し、福祉避難所における受入れを促進する。

市は、この公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

※資料編 資料 2-47 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（袖ヶ浦市内民間福祉施設（14施設））

※資料編 資料 7-2 福祉避難所一覧

2 避難路の整備

(1) 避難路の選定

避難路は、避難場所へ通じる道路とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な機能を有するものとする。

① 避難路選定上の一般的な留意点

ア 狭い路地、塀ぎわ、がけ下、河川敷はさけて、適当な道路幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物取扱施設等がないこと。

イ なるべく道路、線路、河川を横切る避難はさけること。

ウ 水利の確保が比較的容易なこと。

エ 耐火建築物の多い道路であること。

オ 地盤が耐震的で地下に危険な埋設物がないこと。

カ 浸水等の危険のない道路であること。

キ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

(2) 避難路の確保

地震直後の同時多発的の火災や倒壊家屋等から市民が安全に避難できるよう、市街地を中心に避難路の整備を図る必要がある。

なお、整備に当たっては沿道建築物の防火耐震化対策や倒壊落下対策等、避難時の危険要因の除去等についても十分考慮する。

3 安全な避難誘導

(1) 誘導標識等の整備

避難場所周辺の安全性を確保するため、誘導標識や避難場所案内板の整備を進める。

① 現況

ア 誘導標識

避難場所周辺に誘導標識を設置している。

イ 避難場所案内板

避難場所の敷地内出入口付近等に避難場所案内板を設置している。

② 事業計画

ア 誘導標識、案内板等の整備

既に設置済みの誘導標識、避難場所案内板の維持管理を行うとともに、新たに設置する場合は、要配慮者等に配慮した整備・増設を進める。

なお、市は、誘導標識を設置する際には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

また、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

※資料編 資料 2-46 広告付避難場所等電柱看板に関する協定（東電タウンプランニング（株））

(2) 避難誘導體制の確立

① 市の対策

災害時において、地域ごとの建物や道路の被害状況等について迅速に把握し、また関係機関・隣接市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の確立を図る。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、「千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会」など既存の枠組みを活用することにより国や県、その他市区町村等との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県に要請し、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等支援するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、君津保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、君津保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

② 警察署の対策

ア 避難誘導體制の整備

市民・来訪者の避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導體制・方法の整備について、調査・研究し、災害時に備える。

また、大規模地震が発生した場合における署員の動員方法について、あらかじめ、署員に周知徹底する。

イ 震災発生時における運転者のとるべき措置の周知徹底

大規模地震では、道路の損壊や交通信号機の故障等により、道路機能がある程度マヒすることは避けられないものと予想される。

そうした事態の中で、自動車で避難することは、徒歩による避難に一層の困難をもたらすだけでなく、緊急車両の通行を妨げ、消火・救護活動等の支障となる。

また、放置された自動車が火災延焼の原因となることも危惧される。

そのため、警察署は、大規模地震発生時の「地震・津波に関する一般知識」、「地震に関するドライバーの心得」、「避難方法・避難時の心得」等避難者の避難行動の円滑な実施と消防車・救急車等の緊急車両の通行の確保を図れるよう平常時から広報活動を通じて、運転者に「大震災に備えたドライバーの心得」の周知徹底を図る。

(3) 震災対策用貯水施設等の整備

市は、水道事業者等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため、避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災

用井戸の整備を行う。

なお、水道事業者は飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備について、積極的に協力をするものとする。

(4) ペットとの同行避難

市は、災害時に円滑なペットとの同行避難が行われるよう、ケージやリード、エサや水などの避難生活に必要な物資の備蓄や、無駄吠えや待てなどの基本的なしつけ、各種ワクチン接種等の必要な対策について平常時より周知を図る。

第5節 備蓄体制の整備 <<総務部>>

災害応急対策においては、火災や倒壊・流出により住宅を失った市民のための災害救助用食糧や避難所等で一時的に生活するための生活必需物資、燃料類、応急活動用資機材等を速やかに用意しなければならない。

しかし災害時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定される。道路の混乱がおさまり、流通機構がある程度回復し、また他地域からの救援物資も到着するまでの間の必要物資はあらかじめ自力で確保できる目途をつけておく必要がある。

【 体系 】



1 食糧・生活必需物資等の供給体制の整備

市は、千葉県「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（平成24年8月策定）に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食糧・飲料水等の備蓄を推進するため、市は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食糧、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 備蓄・調達体制の整備

① 現況

市の食糧、飲料水、生活必需物資、応急資機材等を備蓄倉庫及び簡易備蓄倉庫に備蓄している。

※資料編 資料7-3 備蓄倉庫の現況

※資料編 資料7-4 備蓄品の現況（主要品目）

② 整備方針

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市は、基礎的な地方公共団体として被災者への食糧・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 食糧・飲料水・その他生活必需物資等の備蓄

生命維持や生活に最低限必要な食糧・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や燃料、ブルーシート、土のう袋等の指定避難所運営に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に

努めるものとする。

なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性、子供の避難生活等に配慮する。

イ 備蓄物資の管理

備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時入れ替えを行い、あるいは適宜点検整備を実施するなどして、品質管理及び機能維持に努める。

なお、「食品ロス」削減のためにも、防災備蓄食品の入れ替えの際には、廃棄せず防災訓練等において有効活用するよう努める。

ウ 物資の提供

被災者に物資を迅速に提供するため、指定避難所等への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

エ 物資供給事業者等との協定締結

消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

オ 備蓄・調達体制の整備

必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

協定締結の推進方策

- (ア) 米穀、生鮮食品、その他食品の供給に関して、スーパー及び農協等と協定の締結を推進する。
- (イ) 災害時における燃料の供給に関して、市内燃料供給業者との間で協定の締結を推進する。
- (ウ) 医薬品等について、市内薬局等と協定の締結を推進する。

- ※資料編 資料 2-16 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（生活協同組合ちばコープ）
- ※資料編 資料 2-17 災害時における物資の供給に関する協定（（株）主婦の店）
- ※資料編 資料 2-18 災害時における燃料等の供給に関する協定（千葉県石油商業組合袖ヶ浦市支部）
- ※資料編 資料 2-20 災害時における物資の供給に関する協定（（有）吉田商店）
- ※資料編 資料 2-21 災害時における燃料等の供給に関する協定書（千葉県エルピーガス協会木更津支部）
- ※資料編 資料 2-22 災害時における物資等の供給に関する協定（君津市農業協同組合）
- ※資料編 資料 2-23 災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定（（一社）日本福祉用具供給協会）
- ※資料編 資料 2-24 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書（（株）セブン-イレブン・ジャパン）
- ※資料編 資料 2-25 災害時における支援協力に関する協定（イオンリテールストア（株）イオン長浦店）
- ※資料編 資料 2-26 災害時における物資供給に関する協定（NPO法人 コメリ災害対策センター）
- ※資料編 資料 8-3 薬局等医薬品販売業者一覧

(3) 帰宅困難者等支援に係る備蓄

市は、帰宅困難者等を一定期間受入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受入れた者に可能な範囲で食糧や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(4) 災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、市は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

① 集積拠点の選定

市は、指定した拠点へ搬入される物資を指定避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者等と連携するなどの体制の整備を図る。

また、市は、選定した集積拠点を千葉県へ報告する。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2 備蓄倉庫等の整備

(1) 現況

備蓄倉庫及び簡易備蓄倉庫の整備状況は、次の資料編に示すとおりである。

※資料編 資料 7-3 備蓄倉庫の現況

(2) 整備目標

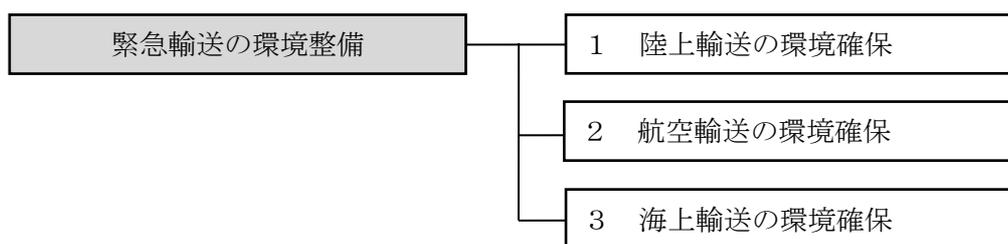
指定避難所となる施設等を対象に簡易備蓄倉庫を設置し、非常用食糧・生活必需物資・救助活動用資機材等を備蓄している。備蓄品については、数量の定期的な見直しを図るとともに、物資の随時入れ替えと点検整備を実施することで、災害時に円滑に供給、使用できるよう努める。

第6節 緊急輸送の環境整備 <<総務部、都市建設部>>

地震による災害が発生した場合、物資や災害応急対策要員等の緊急輸送の迅速な確保を図るため、道路管理者は緊急輸送道路及び主要道路の機能確保を図る。

また、道路の損傷等により陸上輸送が困難となる事態に備え、空からの輸送を確立するため、臨時ヘリポートを指定し緊急事態に備えるほか、海上からの輸送を確立するため、物資の輸送に適した埠頭をあらかじめ把握しておく。

【 体系 】



1 陸上輸送の環境確保

(1) 県指定の緊急輸送道路

市を通過する県指定の緊急輸送道路は、次のとおりである。

① 1次路線（交通規制対象道路）

- | | |
|----------------|--------------|
| ・ 館山自動車道 | ・ 国道16号 |
| ・ 東京湾アクアライン連絡道 | ・ 国道409号 |
| ・ 国道410号 | ・ 主要地方道千葉鴨川線 |

② 2次路線

- | | |
|------------------|--------------|
| ・ 主要地方道袖ヶ浦中島木更津線 | ・ 主要地方道君津平川線 |
| ・ 南袖大野台線 | ・ 中袖南袖線 |
| ・ 奈良輪1号線 | ・ 奈良輪9号線 |

③ 3次路線

- | |
|---------------|
| ・ 北袖インターチェンジ線 |
|---------------|

※資料編 資料6-4 千葉県緊急輸送ネットワーク図

(2) 市の主要道路

市は、都市計画マスタープランの道路ネットワーク形成方針に掲げられる道路と、県の指定する緊急輸送道路及び市の重要な拠点となる指定避難所や物資備蓄センター等の施設とを結ぶ道路、更に南袖神納線、代宿横田線、三箇永地線、吉野田4号線を主要道路に位置付ける。

※資料編 資料〇-〇 ~~~図

(3) 道路ネットワークの機能確保

市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある災害時においても、道路ネットワーク全体としての機能への影響を最小化するため、公安委員会や各道路管理者と協力して計画的・予防的な通行止めや迂回誘導等を行う。

(4) 民間との協定締結の推進

市は、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。

※資料編 資料6-4 緊急輸送路図

2 航空輸送の環境確保

(1) 臨時ヘリポートの指定

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市は本計画に位置付けその確保に努める。

① 指定基準

臨時ヘリポートの指定基準

- ア 30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物のないこと。
- イ 施設の周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がないこと。
- ウ ヘリコプターの離着陸に際しては、約20m/sの横風があるのでその風圧を考慮すること。
※必要面積は、使用目的・天候気象・地形等相互の関連により異なるが、概ね次のとおりである。
- ・小型OH-6 J×1 (搭乗人員3人) 約30m×30m
 - ・中型UH-1 H×1 (搭乗人員11人) 約36m×36m
 - ・中型UH-60 ×1 (搭乗人員15人) 約50m×50m
 - ・大型CH-47 ×1 (搭乗人員55人) 約100m×100m
- ※夜間の場合には、ヘリポートに照明が必要である。
- ※諸元の数値は、乗員・燃料以外の有効搭載人員であり、概ね標準状態のもので、使用目的等により相当の変化がある。

② 設置予定地

市街化の状況に応じて、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、順次臨時ヘリポート予定地の指定を行う。設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開放に備え、必要な整備に努める。

なお、指定緊急避難場所における緊急離発着場については、特に、避難住民の安全性を考慮し、指定緊急避難場所と緊急離発着場の区別等所要の措置を講じる。

臨時ヘリポート設置予定地の状況

名 称	施設管理者	発着場広さ	可能機種	消防各署からの所要時間	電 話
昭和中学校	学校長	110m×130m	OH-6 J UH-1 H UH-60 CH-47	1分	0438-62-2034
総合運動場	市長	100m×180m	OH-6 J UH-1 H UH-60 CH-47	4分	0438-62-9377
長浦中学校	学校長	120m×110m	OH-6 J UH-1 H UH-60 CH-47	5分	0438-62-2834
根形中学校	学校長	100m×180m	OH-6 J UH-1 H UH-60 CH-47	10分	0438-63-0311
平川中学校	学校長	160m×160m	OH-6 J UH-1 H UH-60 CH-47	1分	0438-75-2141
平岡小学校	学校長	120m×50m	OH-6 J UH-1 H UH-60	3分	0438-75-2059
中川小学校	学校長	100m×100m	OH-6 J UH-1 H UH-60 CH-47	4分	0438-75-2015
蔵波小学校	学校長	90m×100m	OH-6 J UH-1 H UH-60	4分	0438-63-6351
奈良輪小学校	学校長	100m×100m	OH-6 J UH-1 H UH-60 CH-47	2分	0438-62-6700

※上記表中の施設の内、災害の規模に応じて指定する。

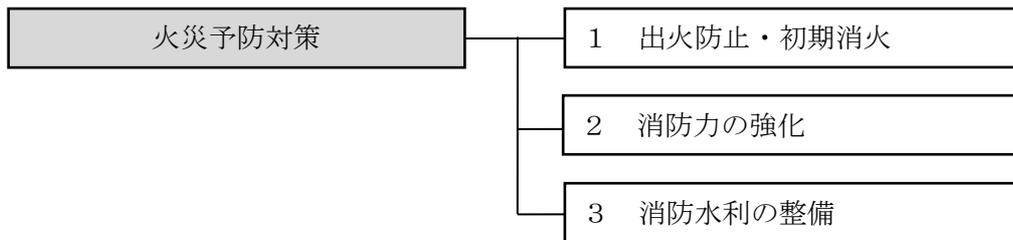
3 海上輸送の環境確保

市は、災害時に陸上輸送が不可能となった場合に備え、物資の輸送に適した埠頭をあらかじめ把握しておく。

第7節 火災予防対策 ‹消防本部、消防団›

大規模な地震発生時には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や初期消火対策を講じておくとともに、消防力の強化や消防水利の整備を推進する。

【 体系 】



1 出火防止・初期消火

(1) 出火防止

① 一般家庭に対する指導

一般家庭における出火を防止するため、区等自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととし、地震時には、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震の心得の普及及び徹底を図る。

また、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

さらに、市民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

一般家庭に対する火災予防指導

ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、火を使用する器具周辺に可燃物をおかないこと、避難前に元栓を閉める等の指導を行う。

イ 耐震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。

ウ 消火器、住宅用火災警報器等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。

エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防週間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

特に、寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者、身体障がい者（児）等要配慮者のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

② 職場に対する指導

職場に対する火災予防指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- オ 自衛防災組織の育成指導を行う。
- カ 百貨店、旅館、雑居ビル等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校・事業所等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- ク 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

③ 防火対象物の防火・防災体制の確立

消防機関は、防火管理者又は防災管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者又は防災管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

④ 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防機関は、消防法第4条及び第16条の5の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

⑤ 危険物施設等の保安監督の指導

消防機関は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、市火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

⑥ 化学薬品等の出火防止

消防機関は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保安の適正化の指導を行う。

⑦ 消防同意制度の活用

消防機関は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防法同意制度の効果的な

運用を図る。

(2) 初期消火

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで市民が行う初期消火が極めて有効である。

このため、市民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、次のとおり活動体制を確立する。

① 家庭、地域における初期消火体制の整備

ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平常時から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。

イ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児等、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

② 職場における初期消火体制の整備

ア 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。

イ 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から地震時における初期消火等について具体的なマニュアルを作成する。

③ 地域ぐるみの防災訓練等の実施

ア 市民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

2 消防力の強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等の地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、次により消防計画の充実及び消防力の強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

現在、市には大規模地震対策特別措置法に基づく「袖ヶ浦市消防本部震災対策計画」があるが、次のとおり見直しを図るものとする。

① 震災警防計画

震災時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準について見直す。

② 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について見直す。

③ 危険区域の火災防衛計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡

大が予想される区域における火災防御計画について見直す。

(2) 消防力の強化

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の基準を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。

① 消防資機材等の整備

消防本部においては、消防ポンプ自動車、化学消防自動車等、火災等災害に対する資機材を整備しているが、今後、震災対策として有効な救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。

消防団においては、小型動力ポンプ及び消防ポンプ自動車を中心に整備する。

常備車両一覧

(令和3年4月1日現在)

車両名及び配備先	本部	中央消防署	長浦消防署	平川消防署	合計
指揮統制車	1				1
消防査察車	1				1
原調広報車	1				1
多目的連絡車	1				1
事務連絡車	1				1
指揮車		1	1	1	3
水槽付消防車		2	1	2	5
大型化学消防車			1		1
化学消防車		1			1
消防ポンプ車					0
小型動力ポンプ付水槽車		1			1
大型高所放水車			1		1
泡原液搬送車			1		1
救助工作車			1		1
高規格救急車		1	1	1	3
資機材搬送車		1			1
非常用救急車		1			1
合計	5	8	7	4	24

資料：令和2年版消防年報(袖ヶ浦市消防本部)

※資料編 資料6-3 消防車両の現況

② 消防団の育成

消防団の育成については、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、消防団員の確保の促進などについて配慮していくことが必要であり、次のとおり育成に努める。

ア 消防団は、震災時には消防本部の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

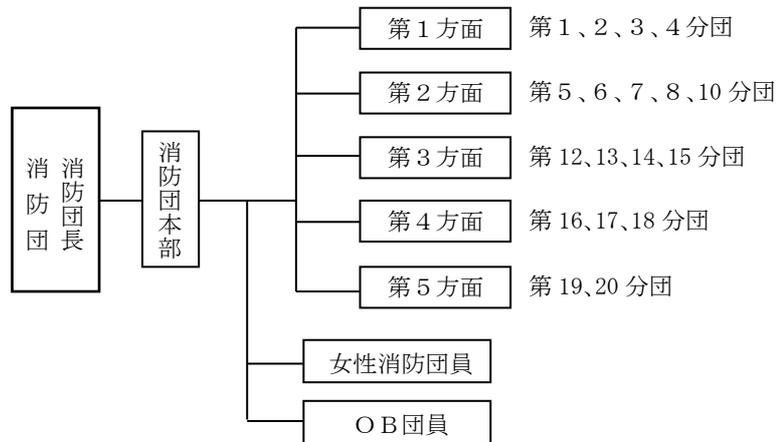
イ 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

ウ 消防団を活用した市民への防災指導に努める。

消防団員の確保のため市の留意すべき事項

- (ア) 消防団に対する住民意識の高揚
- (イ) 処遇の改善
- (ウ) 消防団の施設・装備の改善
- (エ) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- (オ) 機能別団員・分団の採用の推進

消防団の組織図



3 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化を図る。

(1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の把握

耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプールなどの自然水利等を常に把握するよう努める。

また、ため池等の農業用水利施設のなかから、消防用水利として有効なものを選定し、災害時に活用を図るため防災水利整備事業の実施を千葉県へ要望するなど、整備促進に努める。

(2) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

消防水利の現況

(令和3年4月1日現在)

防火水槽				少量防火水槽
100m ³ 以上	60～100m ³ 未満	40～60m ³ 未満	合計	20～40m ³ 未満
24	12	230	266	41

公設防火水槽のうち耐震性製品			
100m ³ 以上	60～100m ³ 未満	40～60m ³ 未満	合計
23	0	87	110

公設消火栓
1,448

資料：令和2年版消防年報(袖ヶ浦市消防本部)

※資料編 資料7-5 消防水利の現況

(3) 家庭及び事業所の貯溜水の活用

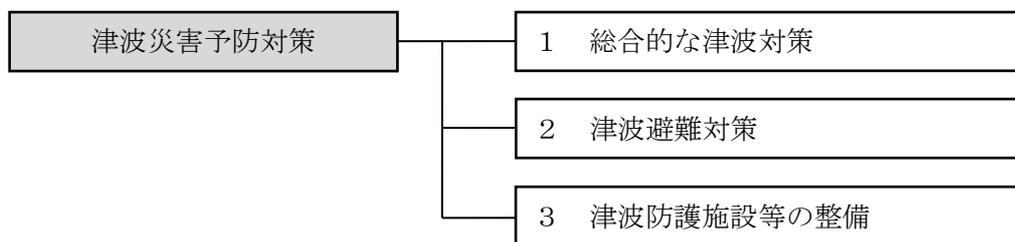
家庭における風呂水、ビルの貯溜水の活用等について啓発・指導する。

第8節 津波災害予防対策 ≪総務部、環境経済部、都市建設部、消防本部、消防団≫

東日本大震災の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であることから、市は、千葉県や関係機関と連携し、市民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

特に、津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、津波避難対策の強化や津波防護施設等の整備充実を図る。

【 体系 】



1 総合的な津波対策

(1) 基本的な考え方

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、市民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じたうえで、海岸保全施設や防波堤や土手などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

また、市は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

(2) 津波広報、教育、訓練計画

① 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

ア 市民自らの取組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

そのため、市民は、平常時から津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、区等自治会や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

イ 市の取り組み

市は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を市民等が取ることができよう、次の内容について、広報紙、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、わかりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

(7) 地震・津波に関する正確な知識

地震・津波に関する知識の普及内容

- a 津波の発生メカニズムや伝わる速さ。
- b 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること。
- c 津波は繰り返し襲ってくること。
- d 第一波が最大とは限らないこと。
- e 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること。
- f 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること。
- g 津波は河川や水路を遡上すること。

(イ) 津波シミュレーションの結果

千葉県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や地盤標高図及び津波高と被害の関係及び市が作成した津波ハザードマップを利用し、わかりやすく情報発信する。

なお、市の津波ハザードマップは、千葉県が作成した津波避難のための津波浸水予測図をもとに作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

(ウ) 津波警報等に関する情報及び知識

津波警報等に関する情報及び知識の普及内容

- a 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）の内容と想定される被害及び取るべき行動。
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること。
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること。
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること。
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること。

(エ) 津波避難行動に関する知識

津波避難行動に関する知識の普及内容

- a 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと。
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと。
- d 一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること。
- e 津波は河川を遡上するため河川から離れること。
- f 海水浴場等の海岸において、赤と白の格子模様による「津波フラッグ」が掲示された場合は、津波警報等が発表されたと判断して海岸から離れること。

(オ) 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、平常時から「最低3日、推奨1週間」の食糧、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

② 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用するなど、長期的視点にたって広く市民に伝承されていくよう努める。

③ 津波防災訓練の実施

市、市民及び関係機関等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、市民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、訓練は千葉県、市単位の訓練、区等自治会等单位の地域訓練等があるが、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

④ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 津波避難対策

(1) 津波ハザードマップの周知・活用

市は、平成24年に千葉県が公表した津波浸水予測図等の情報をもとに、「津波ハザードマップ」を作成し、市民等への周知徹底に努めている。

また、マップと併せて、津波の基礎知識や津波に関する警報・注意報の発表基準、津波避難の心得等の情報も提供しており、津波ハザードマップが市民等の避難や地域の防災教育、津波避難訓練等に有効に活用されるよう、効果的な周知に努めている。

今後もこうした取組みとともに、ハザードマップは1つのモデルであって全部ではないことや自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを市民に丁寧に広報する。

(2) 市の津波避難体制の確立

市は、千葉県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などをもとに、市の避難対策を明らかにし、津波が発生した場合に行政と市民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画を作成し、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう対策を進める。

① 避難指示

市は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ市民等に避難指示等の内容について周知を図るものとする。

避難指示発令に係る留意事項

ア 気象庁より津波注意報等が発表されたときには、本部長（市長）は避難対象地域にいる住民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する。

イ 停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ本部長（市長）が必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をする。

ウ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難・避難指示の発令を検討する。

② 市民等の避難誘導體制

市民等の避難誘導體制における留意事項

- ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩や自転車を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。
- イ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行う。
また、平常時より名簿を提供することに同意が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者への名簿の提供と併せて、避難支援のための個別避難計画の策定に努めるとともに、前述の避難方法を踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。
- ウ 市は、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。
- エ 区等自治会、自主防災組織等による避難誘導など、自身の安全確保を前提に市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

③ 隣接市との連携による広域避難体制の構築

津波は市域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって隣接市と連携し、避難場所や避難所の提供など市域を越えた避難体制の構築を図る。

(3) 津波避難体制確立のための千葉県への支援要請

市は、津波が発生した際に、津波対応や市民等の迅速な避難行動ができるよう、千葉県に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果データの提供及び市の津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直しへの支援を求め、津波避難体制の確立に務める。

(4) 市の津波情報受伝達体制の確立

① 津波情報受伝達対策

市は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び関係職員の早期参集体制の確立に努める。

② 市民等への情報伝達体制の確立

市民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、市は、あらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、市民等への津波予警報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

ア 同報無線の整備活用

市民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、災害時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

イ 多様な伝達手段の確保

市においても整備済みである、全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や衛星携帯電話、生活安全メール、緊急速報メール、SNS、市ホームページ等あらゆる情報手段の活用を検討する。

ウ 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

エ 海岸線等への情報伝達

防災行政無線や広報車等により海岸線付近の公園、事業所等に対する迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に来場者及び従業員等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

3 津波防護施設等の整備

(1) 海岸保全施設及び河川堤防の整備

東京湾沿岸などの海岸保全施設については、千葉県・東京都・神奈川県の一都二県共同で策定された「東京湾沿岸海岸保全基本計画」の修正を含めた動向を踏まえ、促進する。

河川堤防等については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備とあわせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて推進する。

(2) 閉鎖措置

市は、津波等に関する情報を認知した場合は防潮水門の閉鎖に万全を期すとともに、緊急時にも円滑に閉鎖できる機能を必要に応じて導入するものとする。

防潮水門一覧

番号	施設名	河川名等	所在地	門扉諸元			水門管理者	管理者
				形式	寸法	操作方法		
1	高須新田水門	木更津海岸	奈良輪 2376-3 地先	鋼製スライドゲート	W=1.2m H=1.2m	手動スピンドル方式	高須区	千葉県
2	高須成教水門	水路	奈良輪 2537-6 地先	鋼製ローラーゲート	W=2.0m H=2.0m	電動ラック式 (手動併用)		
3	境川下流水門	水路 (奈良輪境川)	今井3丁目 58-1 地先	鋼製ローラーゲート ×2扉	W=2.4m H=2.16m	手動スピンドル方式		
4	今井水門	放水路	今井2丁目 140 地先	鋼製ローラーゲート ×2扉	W=4.3m H=4.0m	電動スピンドル方式 (手動併用)	今井区	袖ヶ浦市
5	蔵波水門	放水路	蔵波 1978-3 地先	鋼製ローラーゲート	W=2.0m H=2.0m	電動スピンドル方式 (手動併用)	(個人)	
6	長浦水門	放水路	蔵波 1972-2 地先	鋼製ローラーゲート ×2扉	W=3.4m H=3.5m	電動スピンドル方式 (手動併用)		

7	奈良輪雨水ポンプ場排水樋門	水路	奈良輪 2516 番地 1 地先	ステンレス製ローラーゲート×2扉	W=3.2m H=2.0m	電動ラック方式	袖ヶ浦市	
---	---------------	----	------------------	------------------	------------------	---------	------	--

(3) 指定緊急避難場所及び津波避難ビル等の指定

市は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年度）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成 23 年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、指定緊急避難場所及び津波避難ビル等の指定に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された指定避難所と津波等からの緊急一時的に避難する指定緊急避難場所を間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

津波避難場所の安全性の基準等

津波避難場所の安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として避難対象地域から外れていること。 ・建物を指定する場合、昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい。 ・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険性がないこと。 ・想定より大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。 ・原則として、避難場所表示があり、入口等が明確であること。
津波避難場所の機能の目安	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者 1 人あたり十分なスペースが確保されていること。 （1 人当たり 1 m²以上を確保することが望ましい） ・夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていることが望ましい。 ・一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、食糧等が備蓄されていることが望ましい。

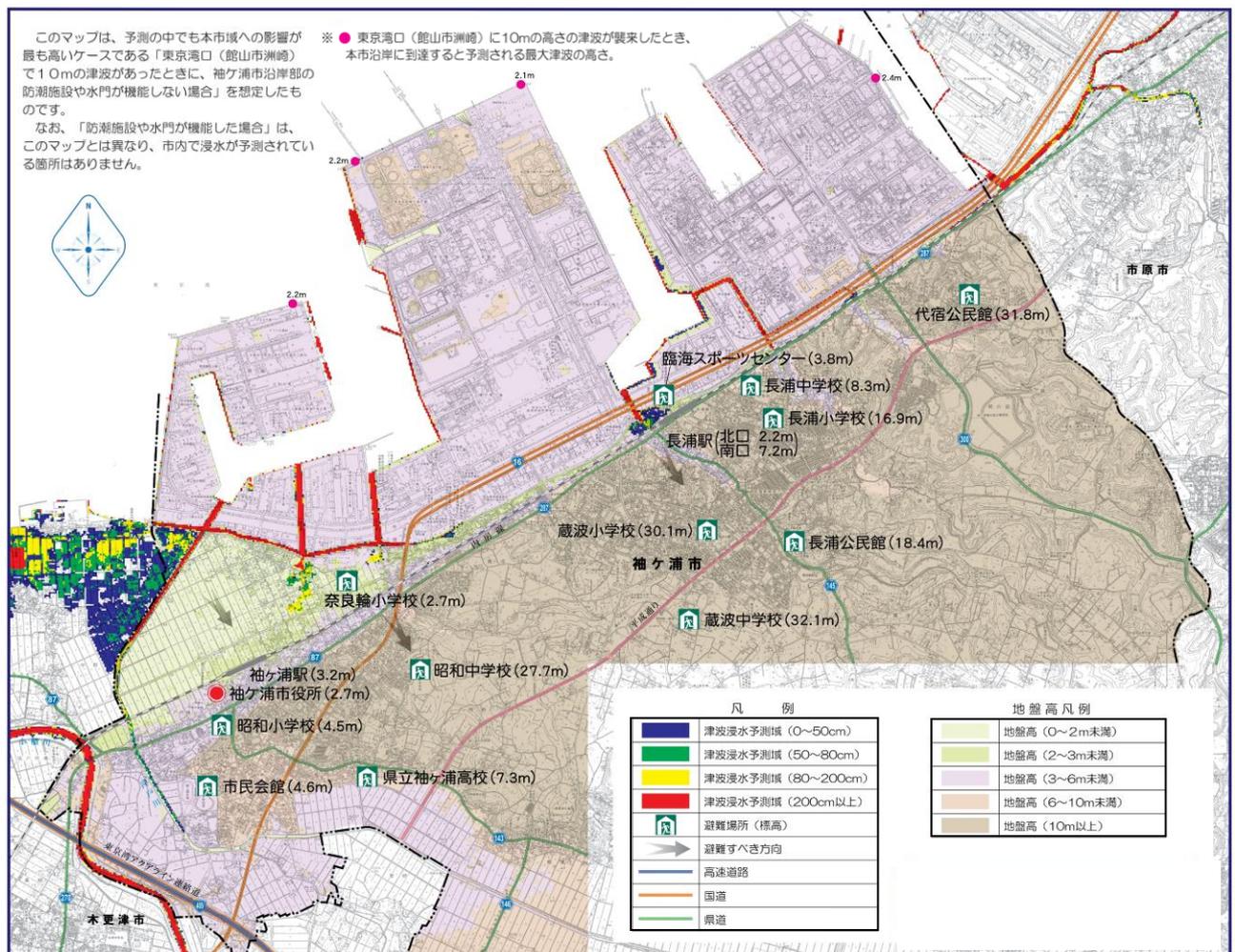
津波避難ビルの安全性の基準等

津波避難ビルの安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート（RC）構造又は鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造の施設とし、避難スペースは対象地区で想定される津波の最大浸水深を考慮して安全性が確保される高さに設定する。なお、個々の高さ等を踏まえ個別に検討する必要があるが、想定浸水深に相当する階に 2 を加えた階に設ければ安全側であると考えられる（想定される浸水深が 3 m（2 階の高さ）の場合は 4 階建以上、2 m（1 階の高さ）の場合は 3 階建て以上）。 ・津波に対する安全性の確認は、「津波避難ビル等に係るガイドライン」（平成17年6月）及び、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」（平成23年12月国土
---------------	--

	<p>交通省告示第1318号)を参考に検討することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸に直接面していないことが望ましい。 ・耐震性を有していること。昭和56年(1981年)の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することを基本とする。 ・避難路等に適した道路に面していることが望ましい。 ・進入口への円滑な誘導が可能であることが望ましい。 ・外部から避難が可能な階段があることが望ましい。
<p>津波避難ビルの機能の目安</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保することが望ましい。 ・夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。

資料：千葉県津波避難計画策定指針(平成28年10月)

津波ハザードマップ



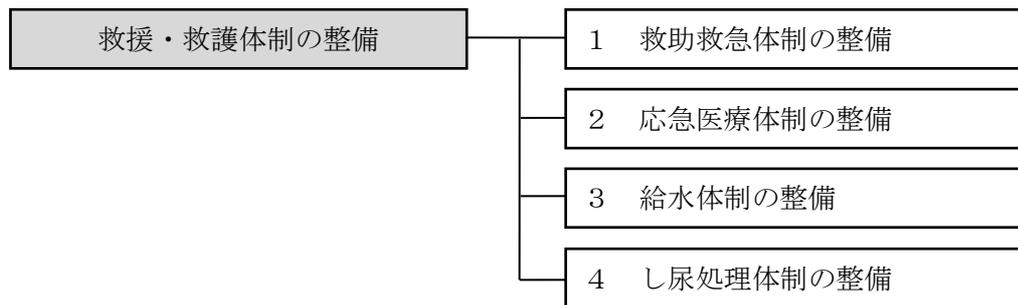
資料：袖ヶ浦市津波ハザードマップ

第9節 救援・救護体制の整備 ‹市民子育て部、環境経済部、消防本部、かずさ水道広域連合企業団›

市は、千葉県及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、救助救急体制や応急医療体制を整備するなど、平常時から地震・津波の発生に備える。

また、災害時に被災者に対して円滑に飲料水の供給が行われるよう、給水体制の整備やし尿処理体制の整備を図る。

【 体系 】



1 救助救急体制の整備

(1) 救助救急体制の整備

市及び消防本部は、救急車の携帯電話等を活用した救急情報システムの導入により、医療機関との連携を強化するとともに、救急患者のプレホスピタルケア（病院前救護）に対応する救急救命士の増員、その他救助救急資機材の整備充実を図る。

また、より高度な知識・技術を持つ消防隊員の指導・育成に努めるとともに、消防団に対して、救助救急活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、その救護活動能力の向上に努める。

※資料編 資料 7-6 消防本部が保有する救急救助資機材等

※資料編 資料 8-2 市内の医療機関

(2) 緊急体制の整備

医療救護班及び歯科医療班の組織的な活動が開始するまでの間は、救急隊による応急救護処置が主体となる。

消防署においては、これら救急隊が応急救護用として使用する資機材の整備に努める。

病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設においては、非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行う。

(3) 市民の自主救護能力の向上等の推進

消防本部では、一般市民並びに市内事業所を対象として普通救命講習会を開催し、応急手当等の重要性及び必要性について広く普及している。

今後も、応急救護知識、技術の普及活動、災害時救急医療活動方針に関するPR活動を推進し、市民を対象にした救命講習会等を定期的に開催する。

応急手当資格取得状況（人）

（令和3年4月1日現在）

指導員（消防職員）	普及員（一般）
112	10

資料：令和2年版消防年報（袖ヶ浦市消防本部）

2 応急医療体制の整備

市は、緊急事態発生の際は、医師が直ちに出動できるよう、（一社）君津木更津医師会及び（一社）君津木更津歯科医師会との協定に基づき、医療救護班及び歯科医療班をあらかじめ編成しておくよう要請するなど体制の整備を図る。

なお、近隣4市においては、千葉県災害医療救護計画に基づき、大規模災害時に、管内市、医療機関、関係団体相互の連携のもと、迅速に医療救護活動が実施できるよう調整を行うことを目的に「君津地域合同救護本部活動マニュアル」を作成しており、本マニュアルを基本とし、災害の規模や状況により臨機応変に対応することとする。

(1) 初動医療体制の整備

医療担当者をあらかじめ数人指定しておき、初動医療体制の確立を図る。

(2) 後方医療体制の整備

救護所で手当を受けた傷病者のうち、重傷者については、医療機関による医療が必要となる。そこで、（一社）君津木更津医師会及び（一社）君津木更津歯科医師会の協力のもとに、救急告示病院及びその他の病院・医院等を収容医療機関として指定するなど、後方医療体制の整備を図る。

※資料編 資料 2-13 地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）君津木更津医師会）

※資料編 資料 2-14 袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（（一社）君津木更津歯科医師会）

※資料編 資料 2-15 災害時の救護支援活動に関する協定書（NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会）

(3) 医薬品等の確保

医療救護班が使用する医薬品及び医療資機材は、（一社）君津木更津医師会及びNPO法人君津木更津薬剤師会薬業会等の協力を得て確保する。

また、市は、応急手当に必要な医薬品の備蓄を図る。

※資料編 資料 8-3 薬局等医薬品販売業者一覧

3 給水体制の整備

災害時、特に震災時における飲料水は、被災者の生命維持をはかる上から極めて重要なことであるため、最も優先して確保する。

(1) 給水基準

最小限必要な分として、飲料水が1人1日3ℓ、生活用水が1人1日16ℓの合計19ℓを7日分（混乱期3日、復旧期4日と想定した日数）確保するものとする。

また、給水人口は約6万5千人を対象として考える。

給水基準

【飲料水】

1人1日3ℓ、給水人口が6万5千人として、
 $3\ell \times 6万5千人 \times 7日分 = 1,365m^3$

【飲料水+生活用水】

1人1日19ℓ、給水人口が6万5千人として、
 $19\ell \times 6万5千人 \times 7日分 = 8,645m^3$

(2) 現況

水源地及び配水池の取水量や容量の現況は、次のとおりである。

水源地及び配水池

(令和2年4月1日現在)

水源地及び配水池の場所	取水量及び配水池容量	
水源（井戸11本） 代宿、勝下、永吉 各浄水場	m ³ /日 10,985	m ³ 4,669
用水受水（かずさ水道広域連合企業団） 角山、吉野田 各配水場	24,500 m ³ /日	10,697 m ³
計	m ³ /日 35,485	m ³ 15,366

(3) 給水源の確保

必要量については、飲料水のみとした場合のほか、最小限の生活用水を含めた場合も市水源地でほぼ十分確保できる。

しかし、施設の被災等により震災発生時の貯水確保量は、必ずしも100%は期待し難い。また、道路の破損その他により被災地への搬送が困難になる事態も予想される。

そのため、震災直後の飲料水及び生活用水については、市内各地区に分散して、別途給水源を確保しておく必要がある。

(4) 給水用資機材の整備

市が行う給水活動が円滑に行えるよう、給水タンク等給水用資機材の整備・充実を図る。

(5) 各家庭での飲料水・生活用水の確保

震度5弱以上の強い揺れにおいては、水道管の損壊によって給水が途絶する可能性が大きく、地震そのものの被害はまぬがれても、そのあとの生活に困らないような備えを各家庭でしておかなければならない。そのために、各家庭においては次のような飲料水、生活用水を備蓄しておく必要がある。

家庭における飲料水・生活水の確保対策

- ① 家族数にあわせて、最低1人1日3ℓの飲料水を最低3日、推奨1週間分を備えておく。
- ② 風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておく。

(6) 協力体制の整備

災害時の被害を最小限にとどめるためには、自分の家だけでなく、市民がお互いに協力し合い、地域全体で平常時から備えておく必要がある。

そこで、市は、市民及び自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する指導を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう推進する。

また、関係事業者と協力体制を確立し、災害時における給水に対応する。

4 し尿処理体制の整備

(1) 災害用仮設トイレの整備

- ① 市は、災害時に指定緊急避難場所、指定避難所又は浄化槽・下水道施設が使用できなくなった住宅地域等に仮設トイレを配備し、共同仮設トイレとして利用するよう計画する。
- ② 市は、高齢者等の要配慮者が使用しやすく、また、下水道施設が機能している条件下であれば使用回数に制限のない、災害用マンホール直結型災害用トイレの整備を推進する。

(2) 搬送・管理体制の確立

市は、指定避難所等のし尿の収集が優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を検討する。

また、災害が長期化した場合には、災害用仮設トイレの収容量にも限界があるため、し尿の搬送・管理体制を検討し確立する。

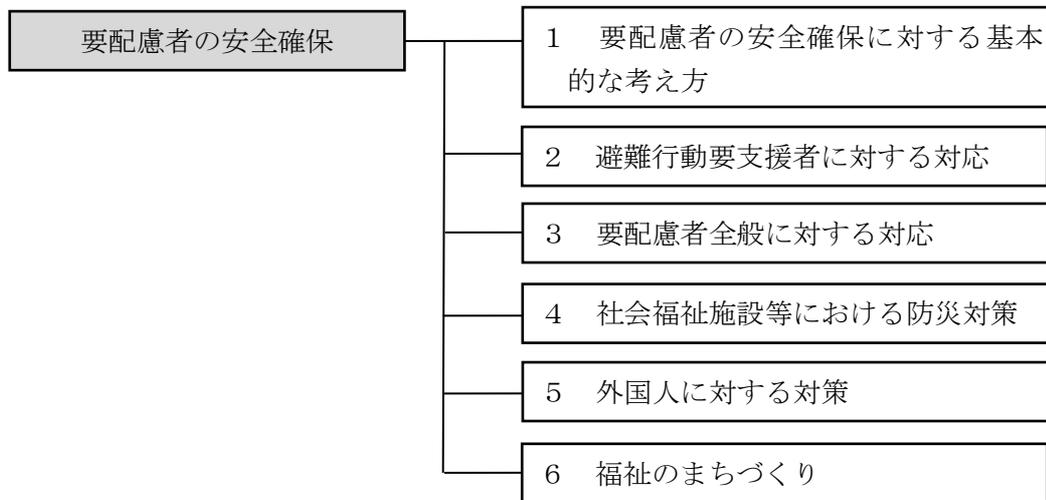
(3) 処理方法の検討

収集搬送したし尿の処理については、し尿処理場へ投入するほか、千葉県、その他の関係機関と協議して、適切な処理計画の検討を進める。

第10節 要配慮者の安全確保 ‹‹企画政策部、総務部、市民子育て部、福祉部、消防本部››

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障がい者（児）が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障がい者（児）など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、市は、高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

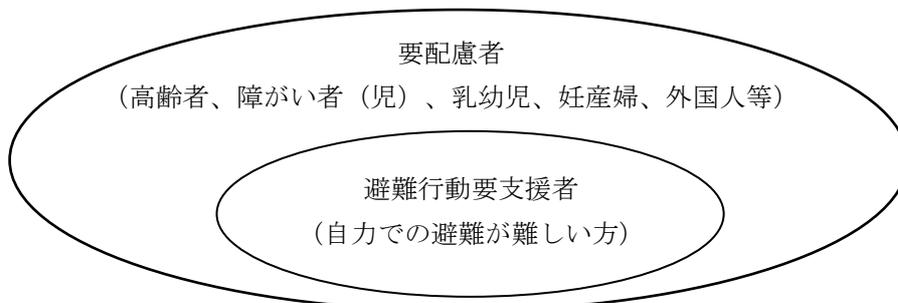
【 体系 】



1 要配慮者の安全確保に対する基本的な考え方

(1) 要配慮者の定義

要配慮者とは、災害対策基本法の規定により、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。「その他の特に配慮を要する者」とは、妊産婦や日本語を十分理解できない外国人が想定される。また、要配慮者のうち、災害が発生する場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方を、「避難行動要支援者」という。



(2) 基本的な考え方

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障がい者（児）が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障がい者（児）など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや避難生活において特別な配慮を必要としたこと等を踏まえ、市は、要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、千葉県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

なお、市は、要配慮者の安全確保について、次のように特別な配慮に基づいた施策の実施に努める。

要配慮者の安全確保対策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 地域住民は、「要配慮者」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として行政との相互協力により解決することを認識する。 ② 地域住民は、要配慮者自らが避難行動能力の向上に努められるよう、平常時から支援する。 ③ 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を平常時から手当てしておく。 ④ 地域住民は、地域の実状に応じた必要な資機材を平常時より検討し準備する。 ⑤ 市は、以上4点につき、自主防災組織等を通じ地域住民に対して現況及び必要な改善策を示し、地域の課題とするよう問題提起する。 ⑥ 市は、地域の検討した対策の実施に必要な財政援助等を行う。 ⑦ 市は、介助を必要とする避難行動に対して、支障となるような要素の有無を調査し、要配慮者がそうでない市民と共生できるよう、「福祉のまちづくり」を計画的かつ総合的に推進する。また、地域の要望に応じて、支障となる要素の解決に努める。 |
|---|

(3) 「袖ヶ浦市避難行動要支援者登録制度」

市では、平成21年度に策定した「袖ヶ浦市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、「袖ヶ浦市避難行動要支援者登録制度」を実施している。

本制度は、災害時に自力または家族の支援だけでは避難できない市民（避難行動要支援者）が自身の情報を事前に市に登録し、避難行動要支援者の同意に基づき、その情報を地域の関係者（民生委員、自主防災組織、区等自治会等）に提供することで、災害時に避難行動要支援者が安否確認や避難支援等の必要な支援を受けられるようにするとともに、制度への登録をきっかけとして支援者となる市民の確保を目的とするものである。

2 避難行動要支援者に対する対応

市は、災害対策基本法の規定により、取組指針や手引きを参考に、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、要配慮者を支援することに努める。

(1) 地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、市は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、本計画に重要事項を定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

① 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、要配慮者の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、千葉県は、これを支援する。

ア 市は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している市の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携に努める。

イ 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

ウ 所在把握には、区等自治会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

エ 千葉県は、市から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、市への情報提供に努める。

② 避難行動要支援者名簿の作成

市は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者の範囲の設定

避難行動要支援者名簿への掲載対象者は、市内在住者で次のいずれかに該当する方とする。（但し、施設入所者は除く。）

避難行動要支援者名簿への記載対象者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (ア) 介護保険の要介護認定者 (イ) 障がいの有する方（身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A以上の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方） (ウ) その他災害時において支援の必要な方 |
|---|

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

避難行動要支援者名簿への記載事項

- | |
|--|
| (ア) 氏名 |
| (イ) 生年月日 |
| (ウ) 性別 |
| (エ) 住所又は居所 |
| (オ) 電話番号その他の連絡先 |
| (カ) 避難支援等を必要とする事由 |
| (キ) 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項 |

③ 避難行動要支援者名簿情報の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、千葉県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

イ 情報セキュリティ対策

市は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、袖ヶ浦市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。

ウ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、千葉県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

エ 情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、袖ヶ浦市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。

また、避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、自主防災組織や自治会等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員などの地域の鍵となる人や団体との連携を図る。

④ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、本計画で定める避難支援等関係者（区等自治会、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察等）に平常時から名簿情

報を提供し共有するとともに、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について定める。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

⑤ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変更が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

(3) 個別避難計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別避難計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市が策定の主体となり、当事者である避難行動要支援者、家族及び避難支援等関係者等と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を策定する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、災害時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所及び避難所、避難路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを地域の実情に応じて記載する。

また、避難行動要支援者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む方や、独居または夫婦二人暮らしなど、計画作成の優先度が高いものについて、地域の実情を踏まえながら優先的に個別避難計画の策定に取り組む。

個別避難計画は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、民生委員、自治会、自主防災組織、医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会など、様々な関係者と連携して策定するものとする。

市における個別避難計画等、必要に応じて県から助言を受け、策定することとする。

3 要配慮者全般に対する対応

(1) 支援体制の整備

市は、自主防災組織等の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等地域社会全体で、要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

要配慮者への各種支援体制については、「袖ヶ浦市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき整備に努める。

なお、要配慮者への支援体制づくりについては、積極的に女性の意見の活用を図り、整備に努める。

(2) 避難指示等の情報伝達

市は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線のほか、テレホンサービス、生活安全メール、緊急速報メール、SNS、ジェイコム防災情報サービスを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には速やかに避難指示等の避難情報について周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するための、緊急通報システム及び聴覚障がい者（児）等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災警報器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

(4) 避難施設等の整備及び周知

① 市は、指定避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、要配慮者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の指定整備や社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平常時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

② 市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を、市域を越えて受入れる拠点の整備に努める。

③ 市は、要配慮者が避難生活を送るために必要となる、次の資機材等をあらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

ア トイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用品や障害特性に応じた障がい者（児）用備品

イ 児童遊具、ミルク、ほ乳瓶等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品等

④ 市は、千葉県で作成した「災害時における避難所運営の手引き」（平成29年7月）に基づき、要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

また、市におけるすべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置することにより、「防災」と「福祉」の連携による高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する。

(6) 在宅で介助支援の必要な市民への対策

① 基本的考え方

在宅で介助支援の必要な市民の安全確保対策については、自主防災組織等の住民組織を中心として、地域ぐるみの支援体制づくりにより行う。

② 対象者の範囲

防災上の介助支援が必要な市民の範囲は、要配慮者の内、在宅で生活を営む要介護認定者、障がい者（児）、傷病者を想定する。

③ 市民へのPRの徹底

広報等により、介助支援を必要とする者及び家族、地域住民に対して、防災についての指導・PRの徹底を図る。

(7) 避難計画

① 避難誘導

本計画及び「袖ヶ浦市避難行動要支援者避難支援プラン」、千葉県で作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用するとともに、次の事項に留意して行う。

ア 避難路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して、避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、標示、なわ張り等による注意喚起を行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、要配慮者を適切な場所へ集合させ、車両又は舟艇等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば区等自治会の単位で行うこと。

オ 高齢者、障がい者（児）等の要配慮者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

カ 移動若しくは歩行困難な者を優先して避難誘導を行うこと。

② 避難後の対応

高齢者や障がい者（児）等の要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難スペースを確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、このため、緊急入所が可能な社会福祉施設等の整備を図るとともに、平常時より入所可能状況等の把握に努めるものとする。

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障がい者（児）等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障がい者（児）に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

③ 被災した要配慮者の生活の確保

災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び指定避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

ア 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

イ 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

(8) 広域避難者への対応

市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

4 社会福祉施設等における防災対策

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

さらに、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設において、非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行う。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、千葉県との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災教育を定期的実施する。

また、施設職員や入所者が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

5 外国人に対する対策

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人の要配慮者に対しては、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- ① 多言語による広報の充実
- ② 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ③ 防災・気象情報の多言語化
- ④ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 指定避難所等における対応

市は、多言語による広報のほかにひらがな標記で容易な表現にする「やさしい日本

語」や図表・イラスト（ピクトグラム）等での広報に努めるとともに、千葉県で作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に配慮した指定避難所等の運営等に努める。

また、避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、千葉県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

(3) 外国人支援情報コーディネーターの育成

市は、国、県と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

6 福祉のまちづくり

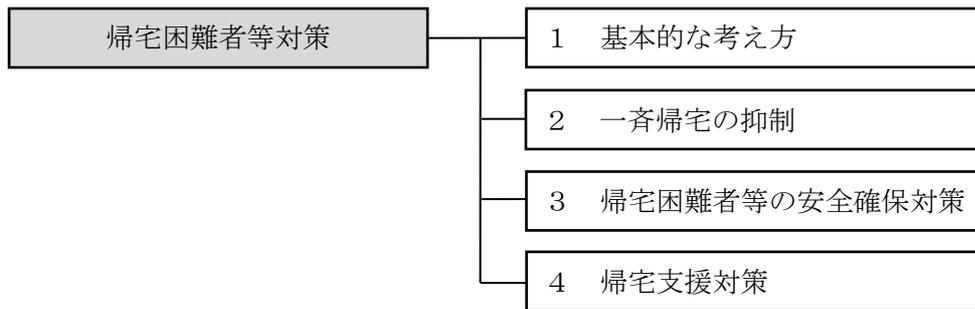
地域ぐるみの支援体制づくりを実現するため、市内の社会福祉施設、民間福祉団体、民生委員活動、各種相談員活動、社会福祉協議会相互の連携の充実に努める。

あわせて、高齢者や障がい者（児）が道路、公園等の公共施設並びに商業施設、交通機関等において安全で快適に利用できるよう推進し、施設の改善、整備に当たっては関係方面に協力を求め、住み良く行動しやすいまちづくりを推進する。

第11節 帰宅困難者等対策 《企画政策部、総務部、教育委員会》

市は、大規模震災時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策を講じる。

【 体系 】



1 基本的な考え方

平成23年3月に発生した東日本大震災では、千葉県内においても多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会等における研究・検討を踏まえ、国や周辺都県、近隣市町村等、関係機関との連携・協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例に定めるところにより、市民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努める。

帰宅困難者等の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。
 また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者等対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版、災害用伝言版（Web 171）、J-anpi、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、広域的な被害情報について、防災行政無線や広報車、生活安全メール等を活用して主体的に提供していく。

3 帰宅困難者等の安全確保対策**(1) 一時滞在施設の確保**

市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受入れるための一時滞在施設を確保する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護**① 利用者保護の要請**

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、あらかじめ大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

② 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

(3) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策の要請

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食糧、毛布などの備蓄は、企業については自らの準備を要請し、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努める。

(4) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定

した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

(1) 災害時帰宅支援ステーションの周知

市は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

(2) 搬送手段の確保

市は、障がい者（児）、高齢者、妊産婦又は乳幼児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。